



第 2 次神奈川県ニホンザル保護管理計画

平成 19 年 3 月

目 次

ページ

1	保護管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画策定の背景及び目的	1
(1)	背景	1
(2)	ニホンザル保護管理計画の実施状況と課題	1
(3)	現状	5
(4)	第2次ニホンザル保護管理計画策定の目的	11
3	計画期間	11
4	計画対象区域	11
5	保護管理の目標と目標を達成するための施策	11
(1)	保護管理の目標	11
(2)	目標を達成するための施策	12
6	個体群別等の保護管理方針	13
(1)	個体群別保護管理方針	13
(2)	群れ別保護管理方針	14
7	保護管理事業に関する個別事項	15
(1)	被害防除対策に関する事項	15
(2)	個体数調整に関する事項	17
(3)	生息環境整備に関する事項	19
(4)	モニタリングに関する事項	20
8	その他保護管理のために必要な事項	21
(1)	計画の実施体制	21
(2)	普及啓発・広報活動	22
(3)	関係都県との連携	22
	参考資料	25

1 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

2 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

神奈川県では県内に生息するサルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、平成15年度から4年間にわたり保護管理事業を実施してきた。

(2) ニホンザル保護管理計画の実施状況と課題

ア 地域個体群の維持

実施事業

(ア) 捕獲の制限

農作物等への被害防除に当たっては、単に群れの一部の個体を捕獲するだけでは被害軽減は期待できないばかりでなく、群れの分裂を誘発し被害地が拡大するおそれがあることから、捕獲は生活被害、人身被害を発生又は発生させるおそれのある個体を特定して実施し、被害防除対策はサルを人の生活圏に侵入させないための電気柵設置や農地から遠ざけるための追い払い、誘引要因除去を中心に実施し、地域個体群維持の観点から捕獲の制限を行ってきた。

(イ) モニタリング

各地域個体群の群れ数、個体数、行動域等のモニタリングを毎年度実施し、絶滅のおそれがないか地域個体群の動向を把握した。以下、出典の記載のない地域個体群、個体数、行動域等に関するデータは、平成15～17年度の「神奈川県特定鳥獣モニタリング調査報告書」（以下「モニタリング」という。）によるものである。

成果と課題

丹沢、南秋川では増加、西湘では減少

個体数は丹沢地域個体群、南秋川地域個体群では増加傾向にあるが、西湘地域個体群では減少傾向にある。西湘地域個体群は神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006（神奈川県生命の星・地球博物館）（以下「県レッドデータ報告書」という。）では、「今後も被害が続いて、個体数調整を行いつつ、個体群としての維持は困難になる。」として、「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置付けられている。減少の要因として、コドモに偏った交通事故死、捕獲や追い払い強化による農地利用頻度の低下など複数の原因が考えられる。年度ごとの個体数の推移は、図1のとおりである。

増加した群れでは一時的分派行動

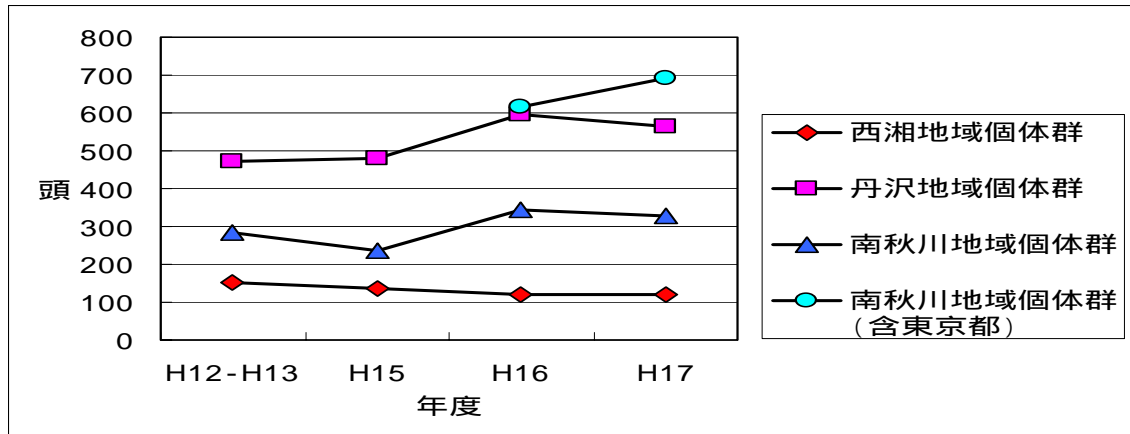
丹沢地域個体群、南秋川地域個体群は平成16年度にかなり増加したが、平成17年度はやや減少している。減少の要因として群れの一時的な分派又は分裂が考えられる。

南秋川は東京都側の群れと同一個体群

南秋川地域個体群は神奈川県内に行動域のある4群のほかに、平成17年度に東京都が

実施した調査（平成17年度東京都サル生息実態調査報告書 平成18年3月）では、存在が確実な群れとして10群が確認されており、合わせて14群約700頭が生息していると考えられる。

図1 個体数の推移



イ 農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶

(ア) 被害防除対策

電気柵の設置、花火や銃器（ゴム弾・花火弾）などによる追い払いに加え、ホームページによるサルの位置情報の提供や接近警報システムの設置による連絡網整備等により、効率的な追い払いを実施している地域（小田原市、愛川町、相模原市津久井町）がある。新たな取組として、県、市町村が地域ぐるみの取組を重点的に支援する被害防除対策モデル地域の指定や、被害地域を巡視し住民に直接、助言等を行いながら被害防除対策の普及啓発を図る鳥獣被害防除対策専門員を配置した。

実施事業の成果と課題

a 電気柵の設置

平成15～16年度に広域獣害防止柵（電気柵）を約9km設置した。設置によりサルの移動経路が遮断され農地に近づかなくなるなど被害防除効果が認められた。また、柵設置地域では住民が共同で柵周辺の草刈りを行うなど、柵の維持管理を通じた地域ぐるみの被害防除体制が確立されつつある。ただし、開口部からの侵入や未設置地域での新たな農業被害が発生している地域がある。

表1 電気柵の設置状況（県費補助分）

区分	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)
設置距離 (m)	180	—	—	5,643	3,304	—
事業費 (千円)	639	—	—	50,935	27,984	—
設置地域	清川村	—	—	厚木市 津久井町 藤野町	愛川町 小田原市 津久井町	—

b 追い払い等

(a) 農地、住宅地への出没頻度の低下

住民、農業者、市町村、農業協同組合、猟友会等による追い払いが実施された。特に銃器（ゴム弾・花火弾）を使用した追い払いや、追い払いの方向を定めた計画的な追い払いにより、群れの行動域が変化し農地や住宅地への出没頻度が低下するなど被害軽減が図られた地域（小田原市）がある。

(b) 監視員配置・サル的位置情報提供

監視員による群れの追跡、生息状況等調査、追い払いの協力（平成14～16年度）や県（西湘地域県政総合センター）、市町村（小田原市、相模原市津久井町）のホームページでサル的位置情報を提供し、住民との連携により追い払い効果を上げている地域がある。

表2 追い払いの実施状況 (単位:回)

地域個体群名	2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
西湘地域個体群	520	802	1,289	1,466	1,642
丹沢地域個体群	340	255	329	424	578
南秋川地域個体群	65	280	298	486	478
合計	925	1,337	1,916	2,376	2,698

表3 監視員の配置 (単位:人)

地域個体群名	2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
西湘地域個体群	—	6	6	6	—
丹沢地域個体群	—	8	5	5	—
南秋川地域個体群	—	2	3	4	—
合計	—	16	14	15	—

c 被害防除対策モデル地域の指定

(a) 地域ぐるみの取組への関係者の支援

サル等の野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るためには、地域ぐるみの継続的な被害防除の取組が欠かせないことから、平成17年度に3地域を市町村の申請に基づき、県が「被害防除対策モデル地域」に指定し、3年間の予定で当該地域における被害防除体制の整備や対策の実施に当たり、市町村、県等が連携し学習会の開催、技術的支援、施設整備などの支援を行っている。

(b) 住民学習会の開催等

平成17～18年度は、地域において住民学習会を開催し、サルの生態等について理解を深めるとともに、サルの習性に応じた対策の検討や被害現場の調査及び被害地図の作成を通じた被害発生原因の解明を行った。このような過程を踏まえた中で、効果的と考えられる対策を地域ぐるみで実施した。

指定地域と主な取組内容は表4のとおりである。

表4 被害防除対策モデル地域の概要

指定地区名	主な取組内容
愛川町八菅山・角田地区 小田原市風祭地区 相模原市藤野町沢井地区	学識者、市町職員による住民学習会、啓発冊子配布、被害調査・被害地図作成、地域環境診断書・取組方針作成、事業実施（樹木伐採、草刈り、誘引要因除去、追い払い、接近警報システムの設置）

(c) 鳥獣被害防除対策専門員の配置

県は平成17年度から鳥獣害対策についての専門的知識や経験を持つ人を「鳥獣被害防除対策専門員」として地域県政総合センターに配置し、被害地域を巡視しながら住民に直接、被害防除のための助言を行った。

専門員による個別指導により、効果的な防除対策の普及が図られた。配置地域、主な実績は表5のとおりである。

表5 鳥獣被害防除対策専門員の概要

配置地域	主な実績
県央・西湘・県北 地域県政総合センター管内	・被害農地の確認と対策の助言、モデル地域における被害対策の普及啓発や助言 ・誘引要因調査（果実の取り残し等）及び住民への除去指導 ・サル的位置情報確認と市町村、追い払い隊、住民等への情報提供 等

(イ) 個体数調整

人身被害を発生又は発生させるおそれのある個体を特定し、市町村において年間10数頭を捕獲した。各年度の捕獲数は表6のとおりである。

表6 捕獲数

(単位：頭)

地域個体群名	2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
西湘地域個体群	27	0	6	12	10
丹沢地域個体群	11	10	4	0	1
南秋川地域個体群	0	0	0	0	0
合計	38	10	10	12	11

(ウ) 生息環境整備

実施事業

a サルを寄せ付けない環境づくり

市町村、農業協同組合の広報紙、機関誌、地域鳥獣対策協議会作成のパンフレットを通じて、出荷しない農作物の適正処理や取り残し果実等の誘引物の除去について、住民、農業者に周知するとともに、耕作放棄地の適切な管理や酪農家への貸付（飼料畑への転用）などの取組みが実施された。その結果、食用としない野菜や果樹の早期処分、埋設などの協力が得られた。

b サルが隠れにくい環境づくり等

住民意識の向上により地域全体でサルが隠れにくい環境を作るなど、自らできる被害対策を励行している地域がある。また、生活被害発生地域では、窓の鍵かけ、餌となる誘引要因の除去、餌やりの禁止について広報を行った。

課題

放棄果樹の管理が不十分

地域により林縁部や住宅地周辺の放棄果樹の管理が十分行われていない場所、身を

隠せる耕作放棄地の雑草の繁茂、観光客による餌やり行為が見られる。

(3) 現状

ア サルの現状

(ア) 生息状況

a 推定生息数（23群約1,000頭）

神奈川県内のサルの生息状況を見ると、平成17年度末現在、3つの地域個体群が確認されており、それぞれ西湘地域個体群、丹沢地域個体群、南秋川地域個体群と呼ばれている。各地域個体群内の群れのうち、農業被害、生活被害、人身被害を発生させている群れ（以下「加害群」という。）を対象とした、平成17年度のモニタリングでは、18群928頭が確認され、平成12～13年度のモニタリングで確認された丹沢山中の加害レベルの低い5群（犬越路群、荒沢群、塩水群、伏馬田群、馬の背群）74～93頭を加えた推定生息数は、23群約1,000頭である。この他に、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

また、南秋川地域個体群は、県内に行動域のある4群（K1～K4）のほか、東京都側で確認された10群を加えた、14群約700頭で構成される地域個体群である。これらの地域個体群は本州中央部の中部・近畿地域個体群に連なる個体群であり、神奈川県だけでなく関東山地から伊豆半島に至る連続分布をなしており、地域間交流による種の存続を考える上で重要である。

b 被害防除対策（18の加害群を対象）

被害防除対策の対象としている群れは、平成18年度現在、平成17年度のモニタリングで確認された18の加害群としている。

推定生息数は表7、被害防除対策の対象としている加害群は表8、分布域は図2、加害群の個体数の推移は参考資料2のとおりである。

表7 推定生息数（平成17年度末現在）

地域個体群名	群れ数	個体数(頭)	備考
西湘地域個体群	5群	121	加害群
丹沢地域個体群	9群	480	加害群
	5群	74～93	平成12～13年度調査（被害は未発生）
小計	14群	554～573	
南秋川地域個体群	4群	327	加害群 他に東京都側に10群約370頭生息
合計	23群	1,002～1,021	他に一時的な分派による10数頭が確認されている

注）東京都内の生息状況は東京都の調査（平成18年3月）による。

表 8 被害防除対策の対象加害群

地域個体群名	群れ名 群れ数	個体数	生 息 状 況
西湘地域個体群	S 群	24	【行動域】 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市 【特 徴】 小田原市から静岡県熱海市にかけて生息する5群121頭が確認されている。個体群としては比較的小さいが、人馴れと農作物への依存が進んでおり、特にS群は市街地を主な行動域とし農作物被害や生活被害、人身被害を起こしている。
	H 群	49	
	P1群	19	
	T1群	21	
	T2群	8	
小 計	5群	121	
丹沢地域個体群	ダムサイト群	65	【行動域】 秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村、相模原市（津久井町、相模湖町の区域） 【特 徴】 丹沢山地内または山麓部に生息する個体群で、9群480頭以上が確認されている。丹沢の山麓部、特に東丹沢地域に連続して生息する群れは、農作物への依存が進み、個体数の増加や群れの分派行動・分裂が確認されている。 平成17年度のモニタリングでは、日向群から分裂したと思われる七沢群が新たに確認された。
	川弟群	47	
	経ヶ岳群	90	
	鳶尾群	124	
	煤ヶ谷群	51	
	日向群	39	
	七沢群	7	
	大山群	42	
	丹沢湖群	15	
小 計	9群	480	
南秋川地域個体群	K1群 (和田の群れ)	110	【行動域】 相模原市（相模湖町、藤野町の区域） 【特 徴】 県北地域に生息しているが、行動域は東京都檜原村・あきる野市・八王子市、山梨県上野原市に及んでいる。 平成12年度には県内で2群確認されていたが、平成17年度現在、4群が確認されている。この他に東京都側では10群が確認されており、他に4群生息している可能性がある。山梨県上野原市ではK1群、K3群が確認されている。
	K2群 (上案下の群れ)	99	
	K3群	74	
	K4群	44	
小 計	4群	327	
合 計	18群	928頭	(この他に一時的な分派行動のあった10数頭が確認されている)

注1) 群れ数、個体数は平成17年度のモニタリング結果による。

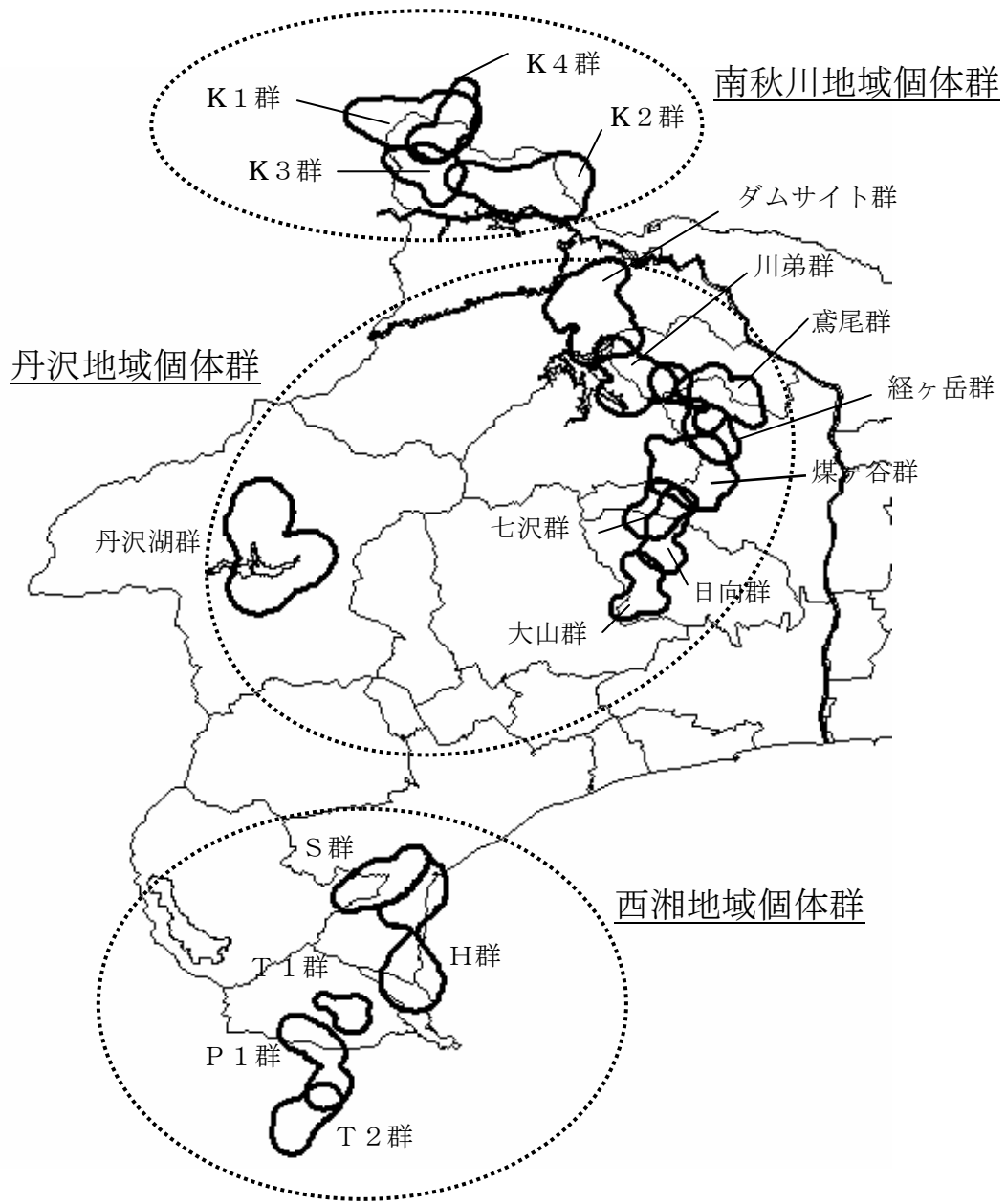
注2) 対象加害群は平成18年度現在。

注3) この他に単独又は小集団で生活しているオスのハナレザルが生息している。

注4) 加害群の年度ごとの個体数の推移は参考資料2参照。

注5) 南秋川地域個体群の括弧内の群れ名は東京都の調査による名称。

図2 神奈川県内のニホンザルの分布域



(1) 各群れの行動域の環境

a 西湘地域個体群

(行動域に占める農地・市街地等面積割合が高い)

生息地である小田原市から静岡県熱海市にかけては、海岸に山が迫る地形であり、まとまった平地が少ないため、平地から利用可能な山麓にかけて市街地や針葉樹の人工林、ミカン園などが広がっている。各群れが利用する行動域面積に対する森林面積割合は、28.0~46.6%であり、P1群が最も高く、H群が最も低い。

全般的に西湘地域の各群れは、行動域に占める森林面積割合が低く農地・市街地等面積の割合が高い。

b 丹沢地域個体群

(鳶尾群、煤ヶ谷群、大山群は農地・市街地等の利用割合が高い)

丹沢山地内から山麓部に生息している。各群れが利用する行動域面積に対する森林面積割合は、43.6~89.4%であり、鳶尾群が最も低く、七沢群、川弟群が高い。また、農地・市街地等面積割合は、10.7~56.5%となり、鳶尾群、煤ヶ谷群、大山群で高い。

c 南秋川地域個体群

(行動域に占める森林面積割合が高い)

相模原市藤野町の北部山間地を中心に生息しており、行動域は東京都や山梨県に及んでいる。各群れが利用する行動域面積に対する森林面積割合は、80.8~94.8%となり、4群の中ではK4群が最も高い。農地・市街地等面積の割合は、5.2~19.2%であり、K3群が最も高い。全般的に各群れの行動域に占める森林面積割合は高い。

図3 各群れの行動域の環境割合

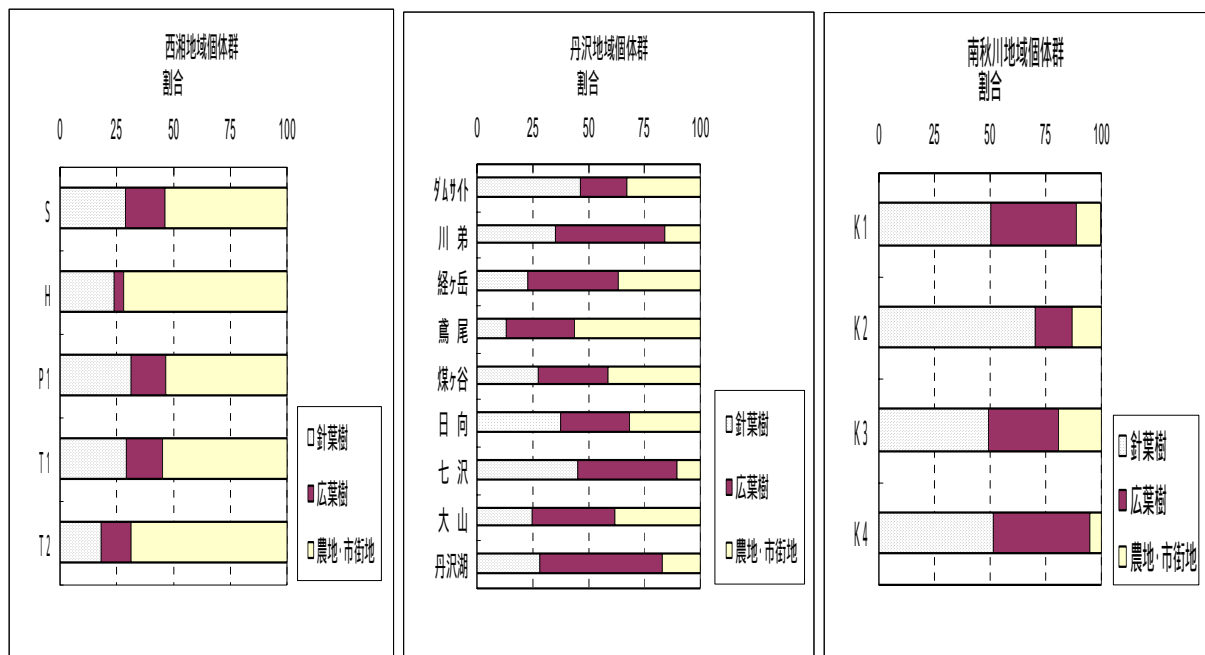


表9 各群れの行動域の環境

(単位：%)

地域個 体群名	群れ名	行動域 面積km ²	森林割合 (A)			農地・市街地等割合 (B)			依存度 (B/A)
			針葉樹	広葉樹	計	農地	市街地等	計	
西 湘	S	11.8	29.0	17.1	46.1	33.1	20.8	53.9	116.9
	H	22.9	23.9	4.1	28.0	38.3	33.7	72.0	257.1
	P 1	12.2	31.2	15.4	46.6	21.8	31.5	53.3	114.4
	T 1	4.6	29.3	15.8	45.1	41.4	13.6	55.0	122.0
	T 2	9.7	18.2	13.2	31.4	7.8	60.8	68.6	218.5
丹 沢	ダム川	21.7	46.4	20.6	67.0	14.9	18.1	33.0	44.8
	川 弟	13.5	35.3	49.0	84.3	2.2	13.5	15.7	18.6
	経ヶ岳	11.3	22.6	40.8	63.4	12.4	24.3	36.7	57.9
	鳶 尾	12.3	13.3	30.3	43.6	18.9	37.6	56.5	129.6
	煤ヶ谷	16.7	27.4	31.1	58.5	15.2	26.2	41.4	70.8
	日 向	9.7	37.4	30.9	68.3	16.2	15.4	31.6	46.3
	七 沢	8.2	45.3	44.1	89.4	4.7	6.0	10.7	12.0
	大 山	7.7	24.7	37.2	61.9	23.9	14.2	38.1	61.6
丹沢湖	30.6	28.3	54.6	82.9	2.0	15.0	17.0	20.5	
南秋川	K 1	20.4	50.4	38.3	88.7	7.0	4.2	11.1	12.5
	K 2	21.6	70.3	16.8	87.1	4.0	8.9	12.9	14.8
	K 3	10.2	49.1	31.7	80.8	15.8	3.4	19.2	23.8
	K 4	10.7	51.6	43.2	94.8	3.1	2.1	5.2	5.5

注) 各群れの行動域の生息環境は参考資料3参照。

イ 農作物被害

(ア) 被害報告は減少傾向

平成17年度に農業者から農業協同組合、市町村に報告のあった農作物被害は県全体で、被害金額18,532千円、被害面積19.53haとなっている。被害作物の種類は、みかん、カキ等の果樹から、カボチャ、トウモロコシ、トマト等の野菜、サツマイモ等のイモ類まで幅広い。平成9年度から17年度までの地域個体群別の被害状況は図4、図5のとおりであり、年度による増減はあるものの報告上の数値は減少傾向にある。

(イ) 被害実態の把握は不十分

報告上の被害は減少傾向にあるものの、多くの農業者が十分な被害補償制度がないことや、効果的な対策が実施されないとの理由により、しだいに被害報告をしなくなるなど、必ずしも実態を反映したものではないことに留意する必要がある。この点については、現行の被害調査手法そのものの改善が必要との意見がある。

また、山間地、山麓部では家庭菜園など自家用農作物の被害が発生しており、被害面積は図6のとおりである。

(ウ) 耕作放棄、不嗜好性作物への転作による経済的損失

前記(ア)(イ)の他に、サルによる継続的な被害による耕作意欲の低下も一因となった耕作放棄、サルが好まない作物へのやむを得ない転作など被害額として表れない経済的損失が指摘されている。

図4 農作物被害額

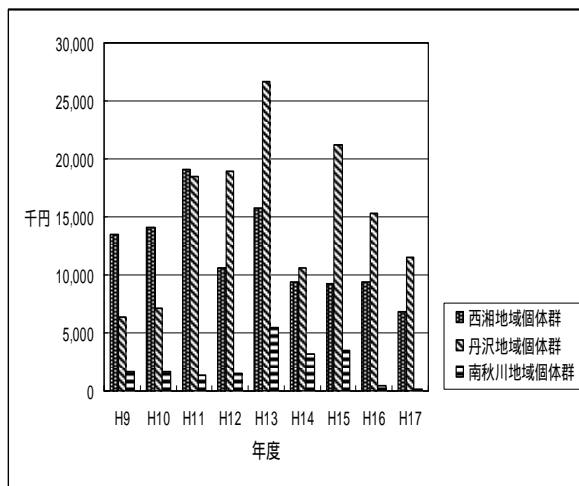
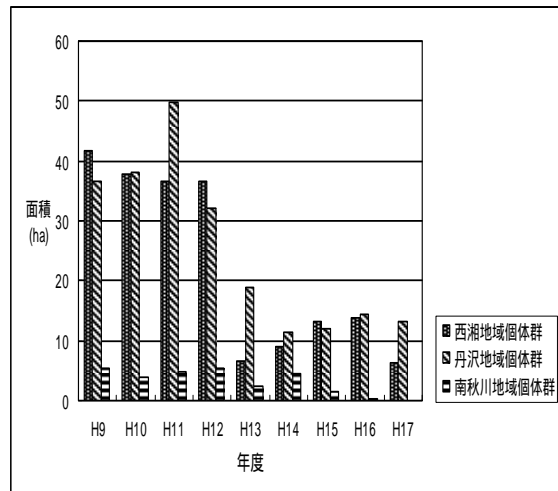


図5 農作物被害面積



注) H13年度に調査方法が改正された(参考資料6参照)。

図6 自家用農作物の被害面積

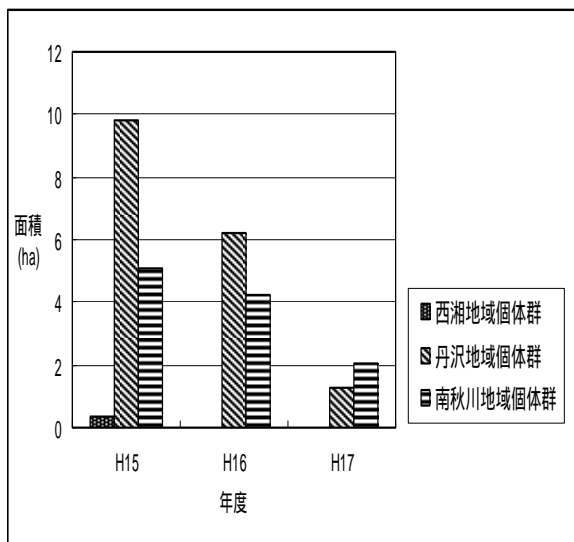
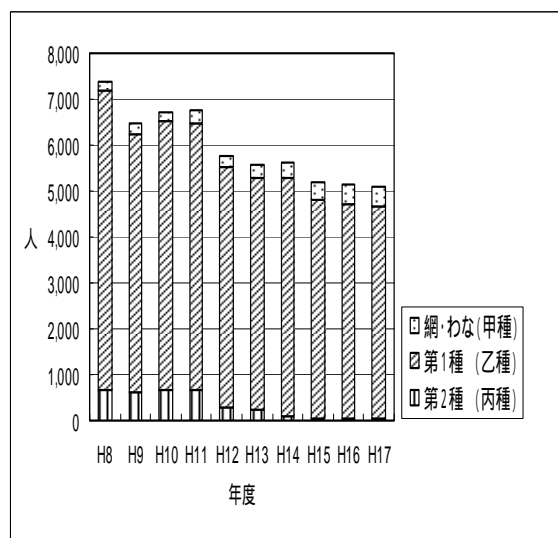


図7 狩猟免許所持者数の推移



ウ 生活被害・人身被害

追い払いや電気柵設置等の被害防除対策を実施しているものの、サルによる騒音、人家侵入などの生活被害や人に対する威嚇行為及び噛みつく、引っ掻くなどの人身被害は依然として発生しており、県、市町村に寄せられた苦情、相談件数は平成15~17年度の3年間で約890件に上っている。特に平成16年度には厚木市内の住宅地、公園で1頭のハナレザルにより、39件の人身被害が発生している。

エ 事業の担い手不足

銃器による追い払いや個体数調整などの担い手である狩猟免許所持者の減少や高齢化により、今後の事業継続が困難になることが懸念される。県内の狩猟免許所持者数の推移は図7のとおりである。また、各地域個体群の生息する市町村に住んでいる狩猟免許の所持者数は参考資料9のとおりである。

表10 生活被害・人身被害

(単位：件)

地域個体群名	区 分	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)
西湘地域個体群	生活被害	134	116	30
	生活上の脅威	36	81	47
	人身被害	11	3	0
	小 計	181	200	77
丹沢地域個体群	生活被害	52	68	33
	生活上の脅威	59	115	44
	人身被害	1	43	2
	小 計	112	226	79
南秋川地域個体群	生活被害	5	9	0
	生活上の脅威	0	0	0
	人身被害	0	2	0
	小 計	5	11	0
合 計		298	437	156

注1) 生活被害：騒音、屋外物品等の損傷、人家侵入、屋内物品の略奪

注2) 生活上の脅威：人体への接触を伴わず、人身被害とは言えない程度の威嚇行為や人・人家・走行中の車等に対する攻撃

注3) 人身被害：人に噛みつく、引っ掻くなど

(4) 第2次ニホンザル保護管理計画策定の目的

平成15～17年度（一部18年度）実績に基づく目標の達成状況をみると、各地域個体群は維持されており、個体数も県内全域でみれば増加傾向にある。しかし、農作物等被害、生活被害、人身被害は依然として発生しており、目標は達成されていない状況にある。

このような背景を踏まえ、平成19年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な事業主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画（以下「計画」という。）を策定する。

計画において被害防除対策の対象とする群れは、平成17年度のモニタリングで確認された18の加害群及び計画期間中に新たに加害レベル1以上と判断された群れとする。

3 計画期間

2007年（平成19年）4月1日から2012年（平成24年）3月31日

4 計画対象区域

県内33市町村のうち、サルの生息が確認されている13市町村。

小田原市、相模原市（津久井町、相模湖町、藤野町の区域）、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村（面積117,135 ha）（以下「保護管理区域」という。）

5 保護管理の目標と目標を達成するための施策

(1) 保護管理の目標

県内に生息する西湘地域個体群、丹沢地域個体群は遺伝子分析や生息状況から分布の分断が見られる独立した個体群である。また、南秋川地域個体群は東京都側に分布する群れと同

一群体である。現状ではそのいずれもが、環境省が作成した「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(ニホンザル)」の中で目安とされる絶滅のおそれのある地域群体規模(最低限20群又は1,000頭)を下回っている。

しかし、一方では依然として農作物被害、生活被害、人身被害が発生していることから、引き続き「サルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人間との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域群体の安定的な存続を図る」という視点にたつて、前計画で目標とした次の3つの目標を設定する。

- ① 地域群体の維持
- ② 農作物等被害の軽減
- ③ 生活被害・人身被害の根絶

(2) 目標を達成するための施策

被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを組み合わせる実施

サルの保護管理は群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、生息地域ごとに、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリング(以下「保護管理事業」という。)を効果的に組み合わせる実施する。

群れにより被害の程度は多様

サルは群れ単位で行動するが、その行動様式を見ると個性的であり、被害を及ぼさないものから重大な被害を及ぼすものまで多様である。一般に、被害の程度はサルの行動変化と相関しているといわれている。例えば、人間との接触機会の少ない群れは人間の姿を見るだけで逃げ出して人間とのあつれきは生じないが、市街地や農地への出現機会の多い群れは人馴れの程度が進み、農作物被害や軽微な生活被害が増加する傾向にある。最終的には人家への侵入やそれに伴う人身被害発生危険度が飛躍的に高まり、人身被害も生ずることになる。

群れの加害行動を5段階に分類し加害レベルに従って対策を講ずる

サルの行動に着目して群れの加害行動を5段階に分類し、この5段階の群れの加害レベルに従って群れごとに対策を講ずることで、被害を住民に背負わせることなく、地域群体の維持を図ることで、本計画が掲げるサルと人間との共存及び地域群体の維持を目指す。

なお、被害を発生させていない群れに対しては、かく乱につながる関与は避ける。

被害防除の取組を基本とし個体数調整はモニタリング結果をみながら実施

被害の発生や加害レベルの上昇は、群れに対する地域の防除圧が相対的に低下することにより、人馴れや農地等への定着が進むことがその大きな要因であると考えられる。適切な被害防除対策は地域群体の維持だけではなく、被害の発生や加害レベルの上昇の予防に資するものであることから、保護管理は被害防除の取組を基本とし、個体数調整を実施する場合には、毎年度実施するモニタリングの結果をみながら個体数変動や群れの規模に十分注意を払いながら実施する。

実施計画の策定

保護管理事業は、被害者個人だけではなく住民、関係団体、県、市町村等が意見交換を行いながら連携して実施することを基本とし、地域における対策を推進していくため、毎年度、実施計画を策定し、地域ごと、群れごとの対策を実施する。

6 個体群別等の保護管理方針

(1) 個体群別保護管理方針

ア 西湘地域個体群

(ア) 被害の軽減・未然防止

個体群規模としては比較的小さく、個体数も減少傾向にあるが、人馴れと農作物への依存が進んでおり、市街地や農地を主な行動域として農作物被害や生活被害、人身被害を発生させている。そのため、防護柵の設置や組織的追い払い、サルの誘引・定着要因の除去等による農作物被害の軽減、生活被害や人身被害の未然防止を図る。

(イ) 加害個体及び群れの捕獲

加害個体は捕獲する。人身被害のおそれがあるなど加害レベルの高い群れについては、必要に応じて捕獲する。ただし、県レッドデータ報告書では「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられているため、個体群の生息動向及び個体群規模の維持にも注意を払うものとする。

イ 丹沢地域個体群

(ア) 被害の軽減・未然防止

丹沢山地及びその周辺部に生息する個体群であり、山間部と山麓部で加害レベルが大きく異なる。農作物への依存が主な原因で個体数を増加させた山麓部、特に東丹沢地域に連続して生息する群れは農作物被害とともに、人馴れ等により生活被害や人身被害を発生させている。そのため、防護柵の設置や組織的追い払い、サルの誘引・定着要因の除去等による農作物被害の軽減、生活被害や人身被害の未然防止を図るとともに、追い上げによる丹沢山中への行動域の誘導を図る。

また、観光客等による餌やりにより、さらに人馴れが進行することが懸念されることから、餌を与えることによる弊害を観光客等に対して普及啓発を図る。

(イ) 加害個体及び群れの捕獲

加害個体は捕獲する。人身被害のおそれがあるなど加害レベルの高い群れについては、必要に応じて捕獲する。

(ウ) 分裂による被害拡大防止のための個体数調整

加害レベル3以上の群れで、個体数が増加し、分派行動が繰り返し観察されるなど群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合には群れの行動域の大半が農地や住宅地となり被害拡大のおそれがある場合には、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を行う。

なお、個体数調整に当たっては、個体数と被害状況の変化をモニタリングしながら計画的に実施する。

ウ 南秋川地域個体群

(ア) 被害の軽減・未然防止

東京都と山梨県にも行動域を持つ比較的規模の大きな個体群である。行動域の大半が

森林地域であり、主に山間地、山麓部の自家用農作物に被害を与えている。そのため、防護柵の設置や組織的追い払い、サルの誘引・定着要因の除去等による農作物被害の軽減、生活被害や人身被害の未然防止を図る。

(イ) 加害個体及び群れの捕獲・分裂による被害拡大防止のための個体数調整

前記の丹沢地域個体群の考え方による。

(ウ) 隣接自治体との連携

隣接する東京都、山梨県の市町村と情報交換を行いながら効果的な被害防除対策を実施する。

(2) 群れ別保護管理方針

ア 群れの加害レベルの判定と被害対策の選択

保護管理事業は、「表11 群れの加害レベル判定基準表」に基づき、毎年度実施するモニタリングで判定した各群れの加害レベルに応じて、「表12 群れの加害レベルと被害対策の選択基準」に照らしながら実施する。

イ 実施計画の策定

群れごとの具体的な保護管理事業については、毎年度策定する「神奈川県ニホンザル保護管理事業実施計画」の中で定める。策定手順は参考資料4のとおりとする。

表11 群れの加害レベル判定基準表

加害レベル	出没場所	人に対する反応	農作物等の被害状況
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 群れ全体が今まで見かけることがなかった林縁部に頻繁に出没する。 数頭がまれに収穫後の農地に一時的に出没する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人の姿を見ると逃げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 林縁部に自生するカキやクリを食べる。 林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 群れ全体が農地に季節的に出没する。 数頭がまれに人家の庭先にも出没する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人の姿を見ても逃げない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に畦の草本類や落ち穂を食べる。 造林木の食害をおこす。
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 群れ全体が、農地にほとんど通年出没する。 群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先にまで出没する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人や車を見ても追い払わない限り逃げない。 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹、野菜、稲などの農作物を食べる。 庭先のカキなどの果実を食べる。
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 群れ全体が、農地にほとんど通年出没する。 人家や商店に侵入する。 群れ全体が通学路や幹線道路に出没したまま去らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 人を威嚇する行動を見せる。 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物等に甚大な被害を与える。 人家や商店内の食品や商品を奪う。 人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 噛みつく、引っ掻くなど人身被害を起こす。
レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 群れ全体が、市街地に通年出没する。 人家や商店に侵入する。 群れの行動域の大半が農地または市街地である。 	<ul style="list-style-type: none"> 人を恐れない。 人を威嚇する行動を見せる。 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物等に甚大な被害を与える。 人家や商店内の食品や商品又は人の持ち物を繰り返し奪う。 噛みつく、引っ掻くなど人身被害を繰り返し起こす。

表12 群れの加害レベルと被害対策の選択基準

加害レベル	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備
レベル1	・ 追い払い ・ シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動	—	・ 林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ・ 廃果の埋設 ・ 農地周辺の藪の除去
レベル2	・ 追い払い ・ 簡易柵の設置	—	・ 放棄した農作物の除去 ・ 取り残しの農作物の除去 ・ 庭の果樹の除去又は早期収穫 ・ 屋外の商品の適正な管理
レベル3	・ 組織的な追い払い ・ 重要な農作物又は大規模な農地には恒久柵を設置 ・ 小規模農地には簡易柵を設置	・ 個体数調整を検討・実施(ただし、計画7(2)イ(ア)の要件を満たす場合に限る)	同上
レベル4	同上	・ 個体数調整を検討・実施	同上
レベル5	同上	・ 群れの全頭捕獲を検討・実施	同上

注) 人身被害を発生させた加害個体は、加害レベルによらず捕獲する。

表13 各群れの加害レベル(平成17年度)

地域個体群名 / レベル	1	2	2~3	3	3~4	4	5
西湘地域個体群	—	—	—	—	H、T1、T2	P1	S
丹沢地域個体群	川弟	—	丹沢湖	ダムサイト、 経ヶ岳	鳶尾、煤ヶ谷、日向、七沢、大山	—	—
南秋川地域個体群	—	—	K4	K1、K2、K3	—	—	—

注) 加害レベルは毎年度実施するモニタリングに基づき見直しを行う。

7 保護管理事業に関する個別事項

(1) 被害防除対策に関する事項

ア 県の取組

県は、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて、広域的な連携・調整を図ることにより効果的な被害防除体制の確立をめざすほか、市町村や地域が実施する被害対策に必要な支援・助言や、地域で助言等を行う専門家やリーダーの育成・確保、試験研究機関等が行った実証事例の情報収集・提供等を行う。

イ 市町村の取組

市町村は、農地管理等についての指導・助言及び被害防除対策への支援など地域全体の被害を軽減するよう、いくつかの被害対策を組み合わせる形で地域に適合する形で実施する。

ウ 地域ぐるみの取組

サルは学習能力、運動能力が高いため、被害を完全に除去できる画一的な被害防除方法は確立されていない。また、捕獲だけでは群れの行動域に影響を及ぼし、被害防除を行わない農地等への移動、定着を引き起こすなど被害を拡大するおそれがあることから、人の生活圏から遠ざけるよう住民による地域ぐるみの被害防除対策を実施する必要がある。

そのためには、県、市町村、関係団体が住民と連携しながら、地域ぐるみの取組を継続

的に実施することが重要であり、取り組む内容も地形、作物等地域に適合した方法を選択あるいは組み合わせることで、農地等からサルの採食場としての魅力を失わせ結果としてサルの行動域を変えさせることを目指す必要がある。

エ 主な対策

(ア) 電気柵の設置

市町村、農業協同組合等は、地形、作物等地域の実情に合わせ必要に応じて大規模な農地を囲い込み、物理的にサルの侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地と森林の境界部に基幹となる広域型電気柵を設置し被害軽減と棲み分けを図る。県は設置に際し技術的、財政的な支援を行う。

電気柵の効果を持続させるためには、定期的な下草の除去等適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

(イ) 簡易柵・ネットの設置

農業者等は、必要に応じて農地を囲い物理的にサルの侵入を防ぐため、簡易柵・ネット（ネット式電気柵を含む。）を設置し農地を保護する。簡易柵・ネットは被害軽減効果は必ずしも大きくないものの、サルの移動経路の遮断に効果的であり、集落の大部分の農業者等が実施することでサルの群れの農地等への定着を抑制する効果が期待される。

(ウ) 追い払い

追い払いとは、サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾）等を使用して追い出す方法であり、このような時に住民が中心となって追い払いを行わないと、サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付けることが重要である。

また、追い払いに当たっては、事前に農地、人家の無い場所を調査し、追い払う方向を定めて実施する必要がある。

さらに、サルの群れに電波発信機を装着し、携帯受信機により群れの位置を把握する方法により追い払いをより効果的に実施することができる。

(エ) 追い上げ

追い上げとは、追い払いに当たって目標地域を明確に定め、その地域内に群れが完全に定着し行動域を確立するまで、被害が発生している農地、住宅地から人為的に移動させるものである。

農作物を食物と認識したサルを森林に戻すことは困難な面も多いが、人とサルが共存していくための最終的な目標として、継続的に辛抱強く実施することが必要である。

(オ) 接近警報システム

接近警報システムとは、サルの群れに電波発信機を装着し、受信機により把握した群れの位置、移動方向等を住民に情報提供する方法である。住民はサルの農地や住宅地へ

の接近を予測することにより組織的追い払いの実施や、農作物の収穫日の調整等被害の未然防止を図ることが可能となる。システムの効率的な運用に当たっては住民による連絡体制整備が重要である。

(カ) 緩衝地帯の設置

サルは基本的には臆病で人を恐れる動物であり、隠れ場所が無く見通しの良い農地へ侵入する時には相当警戒することから、農地に接する山林などの間に緩衝地帯（バッファゾーン）を設置し、農地と山林の遮断によりサルが農地に侵入しにくくなる環境を作る。

(キ) 地域ぐるみの対策

(ア)～(カ)の対策に加え、地域における総合的な被害防除の取組として、市町村、県等から支援を受けながら、次の事業を地域ぐるみで実施する。実施に当たっては、被害防除対策モデル地域における成果を踏まえ、地域の拡大、定着を図る。

a 学習会の開催

学習会を開催しサルの生態、対策等に関する知識の習得や地域リーダーの育成を図る。

b 合意形成

自治会等において被害や対策に関する共通認識、取組方針等の合意形成を図る。

c 耕作放棄地等対策の実施

農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況など現地調査に基づく、耕作放棄地対策、放棄果樹対策等を実施する。

d 地域活動との連携

土地所有者や住民を主体とした里山づくりなどを通じた、サルを農地、住宅地に誘引しない地域の環境整備を実施する。

e 被害防除技術等の普及

専門家（鳥獣被害防除対策専門員、普及指導員等）、地域リーダーによる被害防除技術の普及を図る。

(2) 個体数調整に関する事項

ア 加害個体の捕獲

人身被害が発生又は発生するおそれがある場合には、群れの加害レベルによらず加害個体を特定して捕獲する。また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農林業被害・生活被害を繰り返し起こしている場合に、追い払いを実施しても被害が防止できない場合に捕獲する。なお、人身被害が発生するおそれがある場合とは、基本的にサルが人家等へ侵入した場合や、威嚇し人に向かって攻撃的行動があった場合である。（以下同じ。）

イ 個体数調整

長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図る視点にたつて、個体数調整は次の(ア)から(ウ)の場合に限って実施する。

また、やむを得ず個体数調整を行う場合であっても、群れのバランスのとれた年齢構成に配慮し、必要最低限の捕獲に抑えるとともに、個体数と被害状況の変化をモニタリングする効果検証を行いながら実施する。なお、個体数調整に当たっての具体的な手順等は、参考資料5のとおりとする。

(ア) 分裂による被害拡大防止のための個体数調整

加害レベル3以上の群れで、個体数が増加し、分派行動が繰り返し観察されるなど群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合には群れの行動域の大半が農地や住宅地となり被害拡大のおそれがある場合には、個体数増加の原因となっている誘引物の除去等個体数抑制のための生息環境整備とあわせて、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を行う。

なお、分裂の可能性については、直近のモニタリングにより判断するものとする。

(イ) 人身被害防止のための個体数調整

加害レベル4以上の群れで、群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、次の①、②の要件を満たす場合には、加害レベルが低減するまで個体数調整を行う。

なお、加害レベル3～4の群れも含めて検討の対象とする。

- ① 組織的な追い払い等被害防除対策を実施しても被害が軽減できない。
- ② 生活被害が増加傾向にあり、人身被害が発生するおそれがある。

(ウ) 群れ捕獲

加害レベル5の群れで、次の①から④の全ての要件を満たす場合には、群れの全頭捕獲を行う。

- ① 組織的追い払いやサル行動域となっている市街地周辺の耕作放棄地等の管理を徹底しても行動域が市街地に及んでいる。
- ② 生活被害が多発し、人身被害の発生又は発生するおそれが高い。
- ③ 捕獲した後の地域個体群内に群れが複数存在し、かつその連続性がおおむね維持できる。
- ④ 捕獲対象とする群れと隣接する群れがその行動域を拡大しないよう、組織的追い払いや防護柵の設置等の被害防除対策を実施する。

ウ 外来種の捕獲

タイワンザル等の外来種のサル類が野外で発見された場合には、県は関係者と協力して当該個体を捕獲する。

エ 捕獲方法

捕獲方法は、原則として個体捕獲の場合は檻又は銃器、群れ捕獲の場合は檻による。

オ 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

- ① 捕獲個体は錯誤捕獲を除き原則として放獣しない。また、放獣する場合であっても、

元の生息地以外の場所へは放獣しない。

- ② 檻により捕獲した個体は、麻酔薬の投与等できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。
- ③ 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。

(3) 生息環境整備に関する事項

人の生活圏とサルの生息域との棲み分け

人とサルは、食物や生態的に適応する環境が類似しているという点で競合関係にあるため、同所的共存は基本的に不可能である。また、サルが人の生活圏内に定着した場合、これを排除することは非常に困難である。

したがって、人の生活圏とサルの生息域との棲み分けができるよう生息環境の整備を行うことが基本であり、農地及び人家周辺等においてはサルが人の生活圏に近づく要因の除去や林縁部への緩衝地帯の設置とともに、奥山における生息環境の整備が必要である。

本県に生息する群れの多くは、広葉樹林帯があるにもかかわらず農地や人家周辺に通年出没し、農作物等への採食依存を高める傾向にあるため、生息環境整備については、次の事項を重点的に実施する。

ア 餌やりの禁止

観光客や住民がサルに餌を与えることは、人馴れを招き人への警戒心を低下させ被害を拡大させるばかりでなく、その地域への定着の要因となるので、絶対に餌をやらないよう普及啓発を図る。

イ 誘引要因の除去

農地及び人家周辺など人の生活圏をサルに餌場と認識させないよう、次の事項に留意し、サルの誘引要因の除去を徹底する。

(ア) 農地周辺

山林と農地の中の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらすし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う。

(イ) 人家周辺

サルの好む生ごみや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを置かないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。

ウ 森林整備による生息環境整備

サルの生息環境である森林については、手入れ不足やシカの採食圧等により荒廃が進んでいることから、シカの個体数調整との連携なども図りながら農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導など、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

(4) モニタリングに関する事項

県は市町村等の協力を得ながら、サルの生息状況、被害状況など保護管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、計画の目標達成状況や保護管理事業の効果検証等に活用する。

地域鳥獣対策協議会は検証結果を次年度の実施計画等にフィードバックさせる。

神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング結果を評価し効果的な被害防除対策等について助言を行うほか、必要に応じて計画や事業の見直しを検討する。

ア 生息状況調査

県は地域個体群ごとに群れの生息分布、個体数、行動域、加害レベル等の調査を毎年度実施し、生息状況の全般を常に把握する。

イ 被害状況調査

市町村は農業者、農業協同組合等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集し県に報告するとともに、収集した情報をもとに実情に即した被害防除対策を実施する。県は被害状況を取りまとめ、市町村等関係機関への情報提供やホームページにより公表する。

県、市町村又は地域鳥獣対策協議会は、必要に応じて前記調査以外にモデル地域を選定し、被害実態把握のための補完的な調査を実施する。

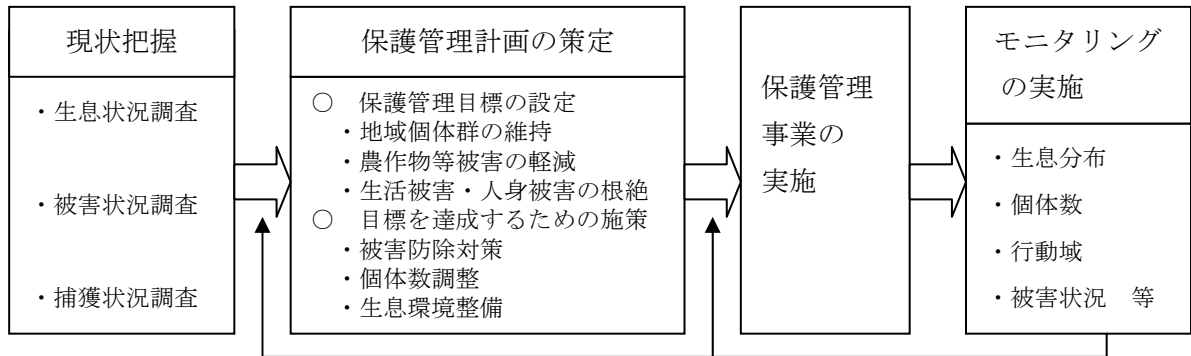
ウ 捕獲状況調査

県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、捕獲状況について群れ名又はハナレザルの別、性別、成獣・幼獣の別等できる限り正確に把握する。

エ 調査結果の分析

県はモニタリング結果の分析を市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県研究機関、大学等の研究機関等の協力を得て実施する。

図8 フィードバックの仕組み



フィードバック

8 その他保護管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

計画の実施は、県、市町村、住民、農業者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、動物保護関係団体等が連携して実施する。実施に当たっての役割分担や実施体制は、表14、図9のとおりである。

ア 計画の作成

県は市町村が作成した実施計画原案をもとに、地域鳥獣対策協議会が作成した地域別の実施計画案を取りまとめ、被害防除対策等の具体的内容等を定めた県全体の実施計画を毎年度策定する（実施計画の策定手順は参考資料4参照）。

また、モニタリングの結果に基づいて計画の見直しや次期計画の策定を行う。

イ 計画の実施

県、市町村、住民、農業者、農業協同組合等の実施主体が、それぞれの役割に応じ自ら事業を実施するとともに、住民による地域ぐるみの取組を支援する。

県は各地域の関係者の主体的な取組に対し、市町村が実施する被害防除対策等の事業を通じて助成するとともに、被害防除対策や個体数調整に関する必要な情報提供を行う。

また、各地域県政総合センターに地域鳥獣対策協議会を設置し、広域的な被害防除等の対策や被害に対して臨機応変に対応するための協議、連携を行う。

- ・ 県央地域鳥獣対策協議会（県央地域県政総合センター）
- ・ 湘南地域鳥獣対策協議会（湘南地域県政総合センター）
- ・ 足柄上地域鳥獣対策協議会（足柄上地域県政総合センター）
- ・ 西湘地域鳥獣対策協議会（西湘地域県政総合センター）
- ・ 県北地域鳥獣対策協議会（県北地域県政総合センター）

市町村は地域の身近な自治体として、住民の生活環境を守る観点から、被害発生地域において追い払いなど速やかな対策を講じる。被害防除対策等の実施に当たっては、各市町村内に設置された組織において、地域ごとの対策について協議、連携を行う。

- ・ 県央地区野猿対策連絡会（厚木市）
- ・ 厚木市野生鳥獣等総合対策協議会（厚木市）
- ・ 愛川町有害鳥獣対策協議会（愛川町）
- ・ 清川村鳥獣ヤマビル対策協議会（清川村）
- ・ 野猿対策研究会（秦野市）
- ・ 伊勢原市有害鳥獣対策協議会（伊勢原市）
- ・ 足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会（南足柄市、松田町、山北町）
- ・ 南足柄市野猿対策協議会（南足柄市）
- ・ サル追い払いプロジェクト（山北町）
- ・ 小田原市野猿対策協議会（小田原市）
- ・ 箱根町野猿対策協議会（箱根町）
- ・ 真鶴町野猿対策協議会（真鶴町）
- ・ 湯河原町鳥獣対策協議会（湯河原町）
- ・ 津久井町鳥獣等被害対策協議会（相模原市）

- ・相模湖町野猿対策協議会（相模原市）
- ・藤野町野猿対策協議会（相模原市）

ウ 評価

計画の評価は神奈川県鳥獣総合対策協議会において行う。

(2) 普及啓発・広報活動

計画の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は保護管理事業の実施状況や調査結果等に基づく地域個体群の現状、被害状況等について、ホームページ等により公表するほか、自然保護関連行事などを通じて広く環境教育、生涯学習の観点から普及啓発を行う。

市町村はサルの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民及び観光客等に対しサルとの接し方などサルに関する基本的知識の啓発と、住民自らが取り組める被害防除対策の普及啓発に努める。

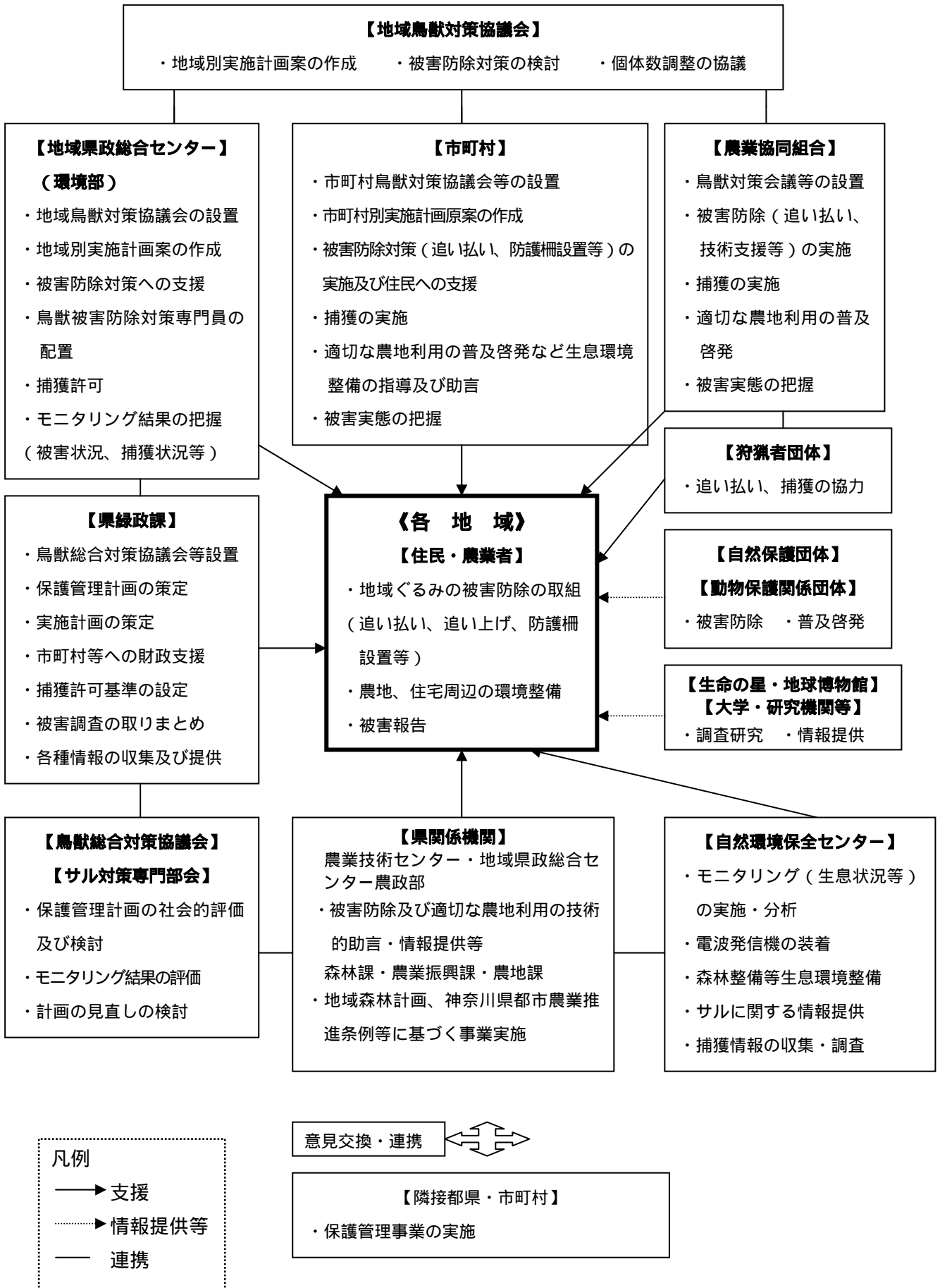
(3) 関係都県との連携

県内のサルの生息域は、東京都、山梨県、静岡県にまたがることから、県及び市町村は、これらの関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等について情報交換を行うとともに、保護管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

表 14 計画実施に当たっての役割分担

	計画作成・事業の検討等	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備	モニタリング等
県	<p>【緑政課】</p> <p>鳥獣総合対策協議会及びサル対策専門部会の設置 保護管理計画の策定 実施計画の策定 計画の評価</p> <p>【地域県政総合センター環境部】</p> <p>地域鳥獣対策協議会の設置 地域別実施計画案の作成 被害防除対策の検討</p> <p>【地域県政総合センター農政部・農業技術センター】</p> <p>地域鳥獣対策協議会への参画</p>	<p>【緑政課・地域県政総合センター環境部】</p> <p>技術支援・財政支援 鳥獣被害対策専門員の配置 モデル地域への支援 各種情報の収集・提供</p> <p>【地域県政総合センター農政部・農業技術センター】</p> <p>情報提供</p> <p>【農業振興課・農地課】</p> <p>神奈川県都市農業推進条例に基づく事業実施</p>	<p>【緑政課・地域県政総合センター環境部】</p> <p>捕獲許可基準の設定 市町村等事業への財政支援 捕獲許可 捕獲（外来種） 鳥獣保護員の配置 情報提供</p> <p>【自然環境保全センター】</p> <p>捕獲情報の収集・調査</p>	<p>【緑政課・地域県政総合センター環境部】</p> <p>市町村等事業への財政支援</p> <p>【森林課】</p> <p>地域森林計画に基づく事業の実施</p> <p>【地域県政総合センター農政部・農業技術センター】</p> <p>適切な農地利用の技術的助言・情報提供等</p> <p>【自然環境保全センター】</p> <p>森林整備</p>	<p>【緑政課・地域県政総合センター環境部】</p> <p>被害調査の取りまとめ・公表</p> <p>【自然環境保全センター】</p> <p>モニタリング（生息状況等） 電波発信機の装着 サルに関する情報提供</p> <p>【生命の星地球博物館】</p> <p>調査研究 情報提供</p>
市町村	<p>実施計画原案の作成 市町村鳥獣対策協議会等の設置 地域鳥獣対策協議会への参画</p>	<p>追い払い、防護柵設置等の実施及び住民への支援</p>	<p>捕獲</p>	<p>適切な農地利用の普及啓発</p>	<p>被害調査</p>
住民・農業者	<p>計画案に対する意見 県、市町村等が実施する被害防除対策等への要望・支援の要請</p>	<p>地域ぐるみの取組（追い払い、追い上げ、防護柵設置等）</p>	<p>捕獲檻の見回り等の協力</p>	<p>農地、住宅周辺の環境整備</p>	<p>被害報告</p>
農協等	<p>鳥獣対策会議等の設置 地域鳥獣対策協議会、市町村鳥獣対策協議会等への参画</p>	<p>追い払い、技術支援等</p>	<p>捕獲</p>	<p>適切な農地利用の普及啓発</p>	<p>被害調査</p>
関係機関	<p>【狩猟者団体】</p> <p>地域鳥獣対策協議会、市町村鳥獣対策協議会等への参画</p>	<p>【狩猟者団体】</p> <p>追い払いの協力</p> <p>【自然保護団体】</p> <p>【動物保護関係団体】</p> <p>被害防除</p>	<p>【狩猟者団体】</p> <p>捕獲の協力</p>	<p>【自然保護団体】</p> <p>森林整備等の協力</p>	<p>【大学・研究機関】</p> <p>サルに関する研究・情報提供</p> <p>【自然保護団体】</p> <p>【動物保護関係団体】</p> <p>普及啓発</p>

図9 保護管理計画の実施体制



参 考 资 料

1	ニホンザルの生態	27
2	ニホンザル加害群の個体数の推移	28
3	各群れの行動域の生息環境	29
4	ニホンザル保護管理事業実施計画の策定	33
5	ニホンザル個体数調整の手順等	36
6	ニホンザルによる農作物被害の推移	40
7	ニホンザル捕獲数の推移	40
8	狩猟者数の推移	41
9	地域個体群別の狩猟免許所持者数	41
10	事業スケジュール	42
11	用語集	43

1 ニホンザルの生態

【種名】*Macaca fuscata* (脊椎動物門、哺乳類綱、霊長目、オナガザル科、マカク属、ニホンザル)

マカク属は世界に19種以上あり、北アフリカに生息する1種を除いてほとんどが中国大陆からインド・東南アジアにすみ、ニホンザルは日本の固有種である。

【生息地分布】

北は青森県下北半島から南は鹿児島県屋久島まで生息している。関東地方以西には広く分布するが、東北地方では分布地がまばらである。

【形態】

発情すると顔と尻が赤くなる。体毛は普通茶褐色又は灰褐色、出生時の体重は400~600g、オトナになるとオスで頭胴長53~60cm、尾長8~12cm、体重10~18kg、メスで頭胴長45~55cm、尾長7~10cm、8~16kgである。

【生理・繁殖】

寿命は20年前後で、体温は一般の人より少し高く38~39である。繁殖能力をもつ性成熟年齢は、オスで5~6才、メスで4~5才である。出産は、一産一子で通常2~3年に1回の割合である。発情期は秋~冬、160~180日間の妊娠期間を経て、翌年の春~夏に出産する。メスは8歳までに最初の子どもを産む。生後1年以上の個体死亡率は低いが、個体数の変動は緩やかであるため、何らかの要因で急激に減少した場合、個体数の回復は遅いといわれている。

外来種のアカゲザルやタイワンザルなどマカク属の異なる近縁種との間で雑種が誕生し、その雑種も繁殖能力があるため次々と世代を重ねる。

【群れ】

「群れ」と呼ばれるメンバーが安定した集団を形成する。群れは周年を通じて複数のオス、メスとその子どもが基本となって構成される。オトナオスの数は少ない。群れはひとまとまりになっていたり、複数のグループに分かれて採食・移動したりする。メスは出生後群れを生涯離れることなく過ごすことが基本であるが、群れから離脱する場合もある。オスは3~5歳で生まれた群れを離脱し、単独オスになったり、オスグループや他の群れに加わるなどして過ごす。

群れの中の個体数は、各群れ、地域により異なるが10頭以下から150頭前後と幅広い。

【行動域】

「群れ」がひとまとまりで行動したり、離合集散することが特徴で、各群れは行動域という決まった範囲(1~25km²)の地域の中を採食、移動、休息を繰り返しながら移動する。各季節の食物供給に応じて、群れ分裂や行動域内などに大きな変化がない限り、毎年ほぼ同じ地域を利用している。土地や食物に対する執着性が高く、農地を行動域に組み込んだ群れでは、個体数を減らしても農地への侵入が直ちに減少することは無く、被害の軽減にはつながりにくい。

一方、群れから離れて行動する「オスグループ」や「単独オス」は、決まった行動域を持たないことから、被害地を特定しにくく、被害対策は、「群れ」単位に行うのが適当である。

【食性】

基本的に天然広葉樹林に適応した生活形態を持ち、主な食物は季節により変わるが、春から夏は若葉、秋はドングリなどの実、冬は樹皮や冬芽であり、副食として草の根や越冬昆虫、土を食べる。果実、葉、花等の採食植物の種類は多く、地下茎から枝先まで幅広く利用し、しかも森林を3次的に利用し、さらに果実の種子を散布するため、わが国の森林生態系に欠かせない存在となっている。

【日周活動】

移動・採食・休息を繰り返しながら主に地上を移動して生活する。群れの移動距離は、一日当たり0.5~2km程度で、行動域の中のまとまった大きな林を泊まり場とすることが多く、巣は作らないが、夜の泊まり場は、イヌ等の外敵が近づかない大きな樹木や岩の上である。

2 ニホンザル加害群の個体数の推移

地域個体群名	群れ名	2000～ 2001	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	備 考
西湘地域個体群	S 群	40	29	23	24	
	H 群	50	48	47	49	
	P 1 群	32	30	20	19	
	T 1 群	18	18	16	21	
	T 2 群	12	13	5	8	H13, H15は推定生息数
	小計	152	138	111	121	
丹沢地域個体群	ダムサト群	54	52	70	65	H17は分派の可能性あり
	川弟群	54	48	52	47	
	経ヶ岳群	60	63	80	90	
	鳶尾群	50-60	93	132	124	H15, H17は分派の可能性あり
	煤ヶ谷群	62	52	71	51	H15, H17は分派の可能性あり
	日向群	27	34	41	39	
	七沢群	-	-	5	7	日向群から分裂
	大山群	60	38	44	42	
	丹沢湖群	13	18	18	15	
	小計	380～ 390	398	513	480	
南秋川地域個体群	K 1 群	155	107	127	110	H15, H17は分派の可能性あり
	K 2 群	130	76	94	99	H15は分派の可能性あり
	K 3 群	-	54	80	74	H15, H17は分派の可能性あり
	K 4 群	-	-	43	44	
	小計	285	237	344	327	
合 計		817～ 827	773	968	928	

3 各群れの行動域の生息環境

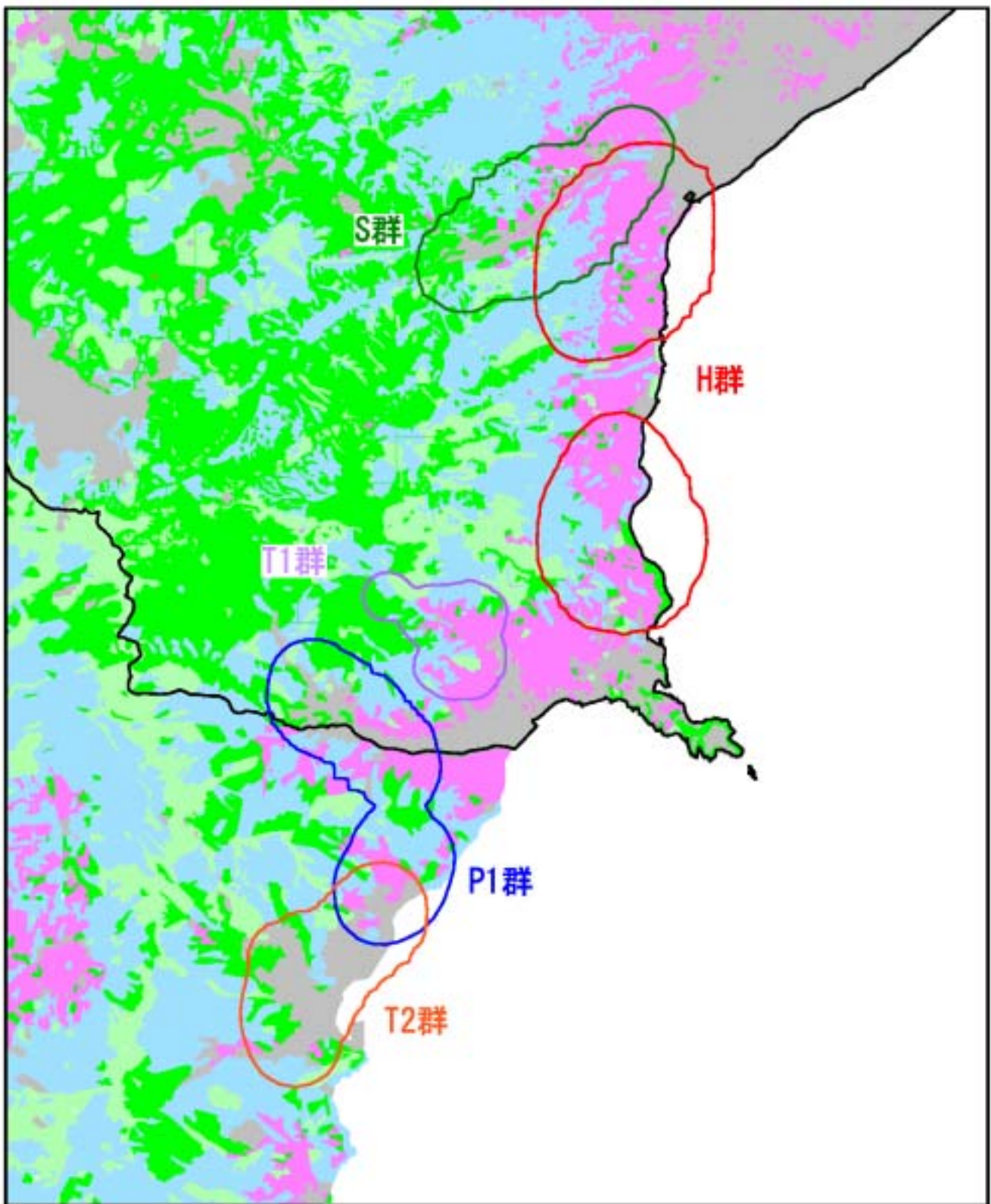


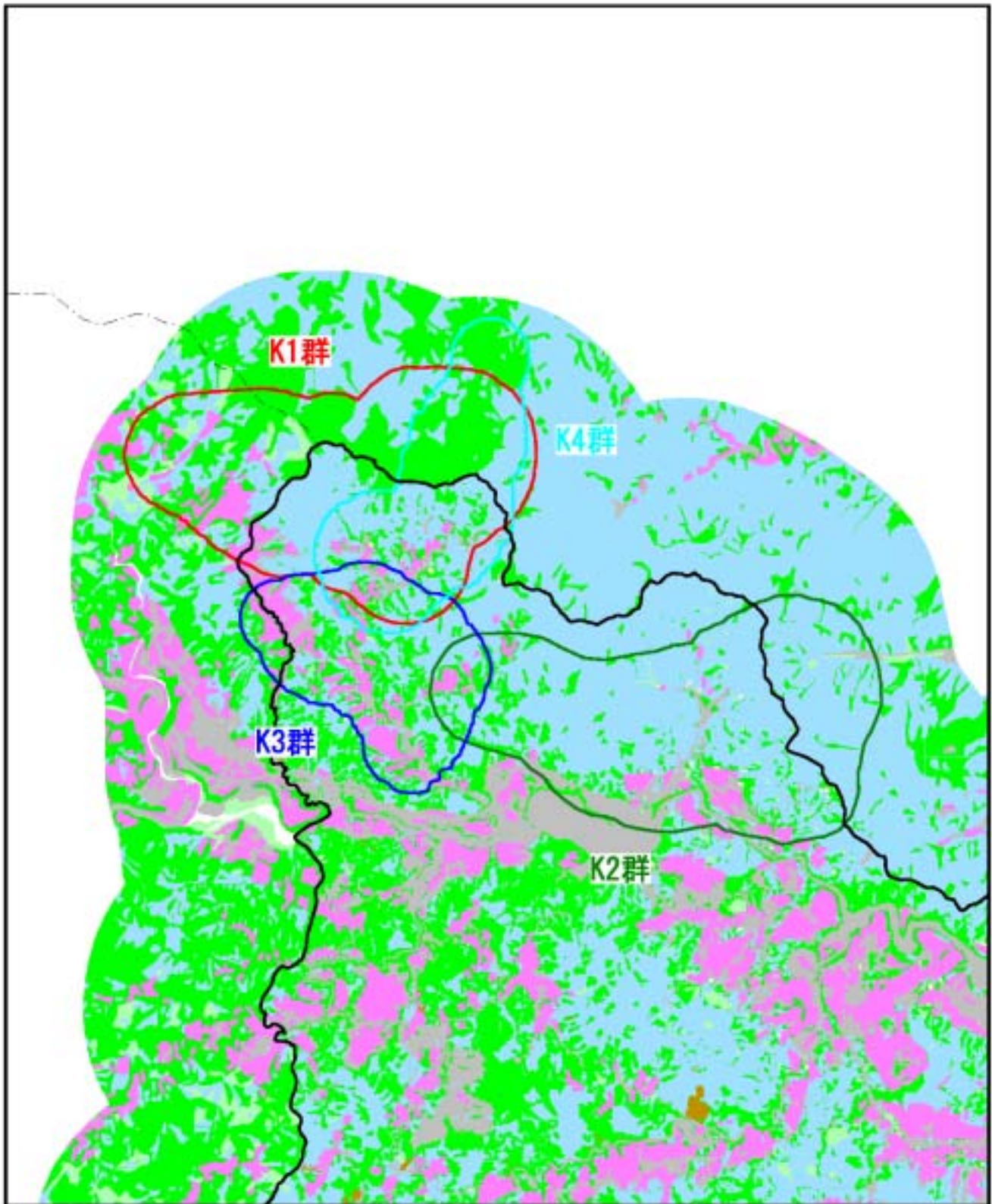
Figure 3 西湘地域における各群れの行動域(95%カーネル法)の生息環境 (2005年4月～2006年2月)

凡例

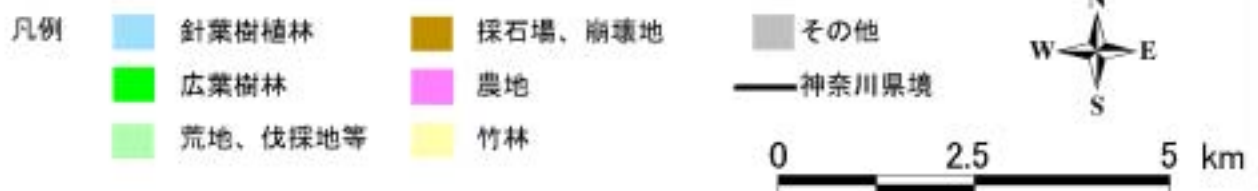
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 針葉樹植林 | 採石場、崩壊地 | その他 |
| 広葉樹林 | 農地 | — 神奈川県境 |
| 荒地、伐採地等 | 竹林 | |

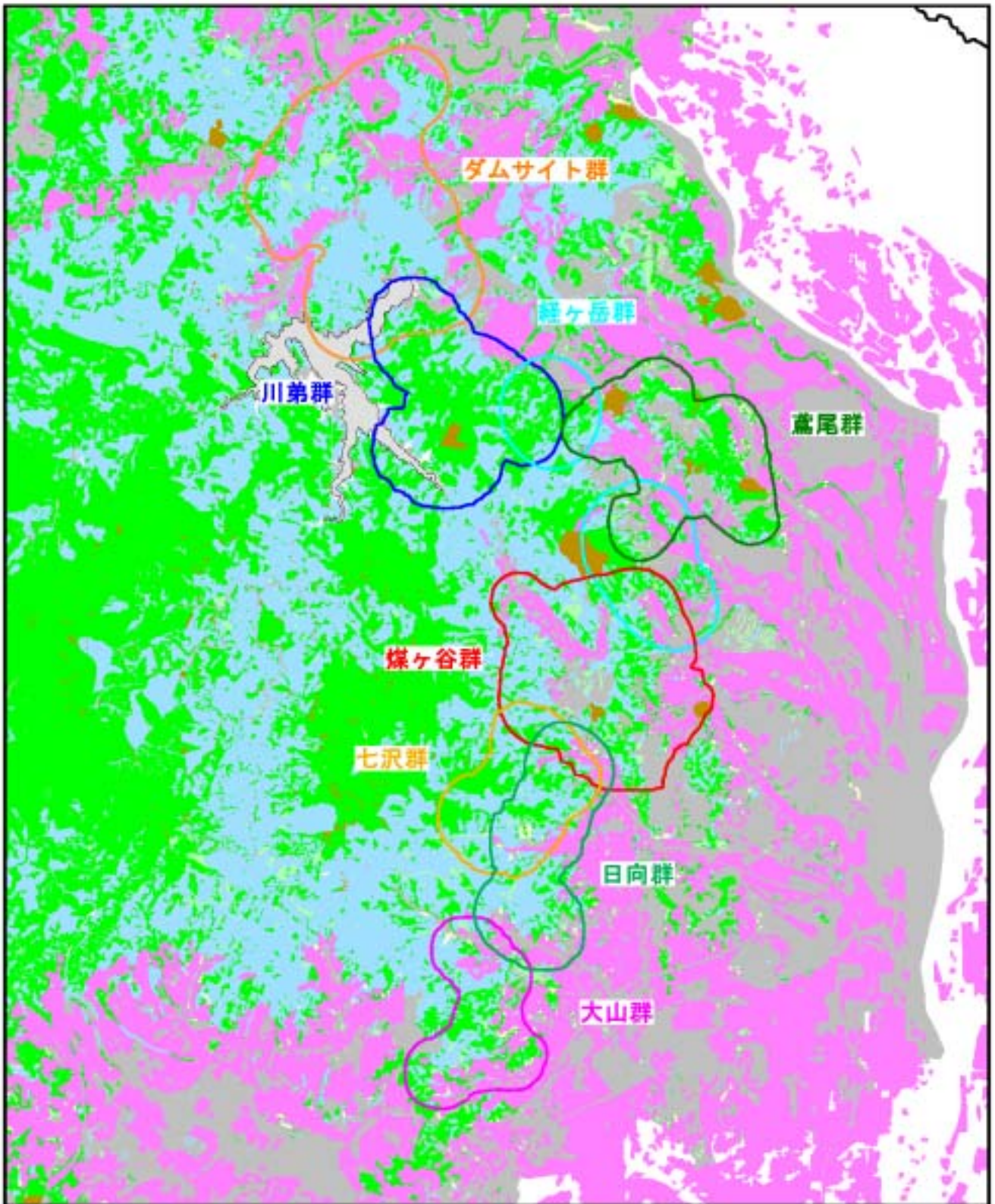


0 2.5 5 km

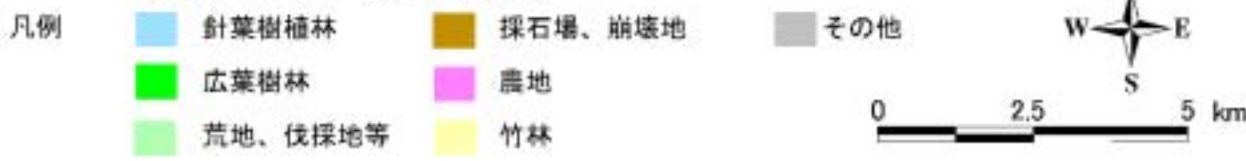


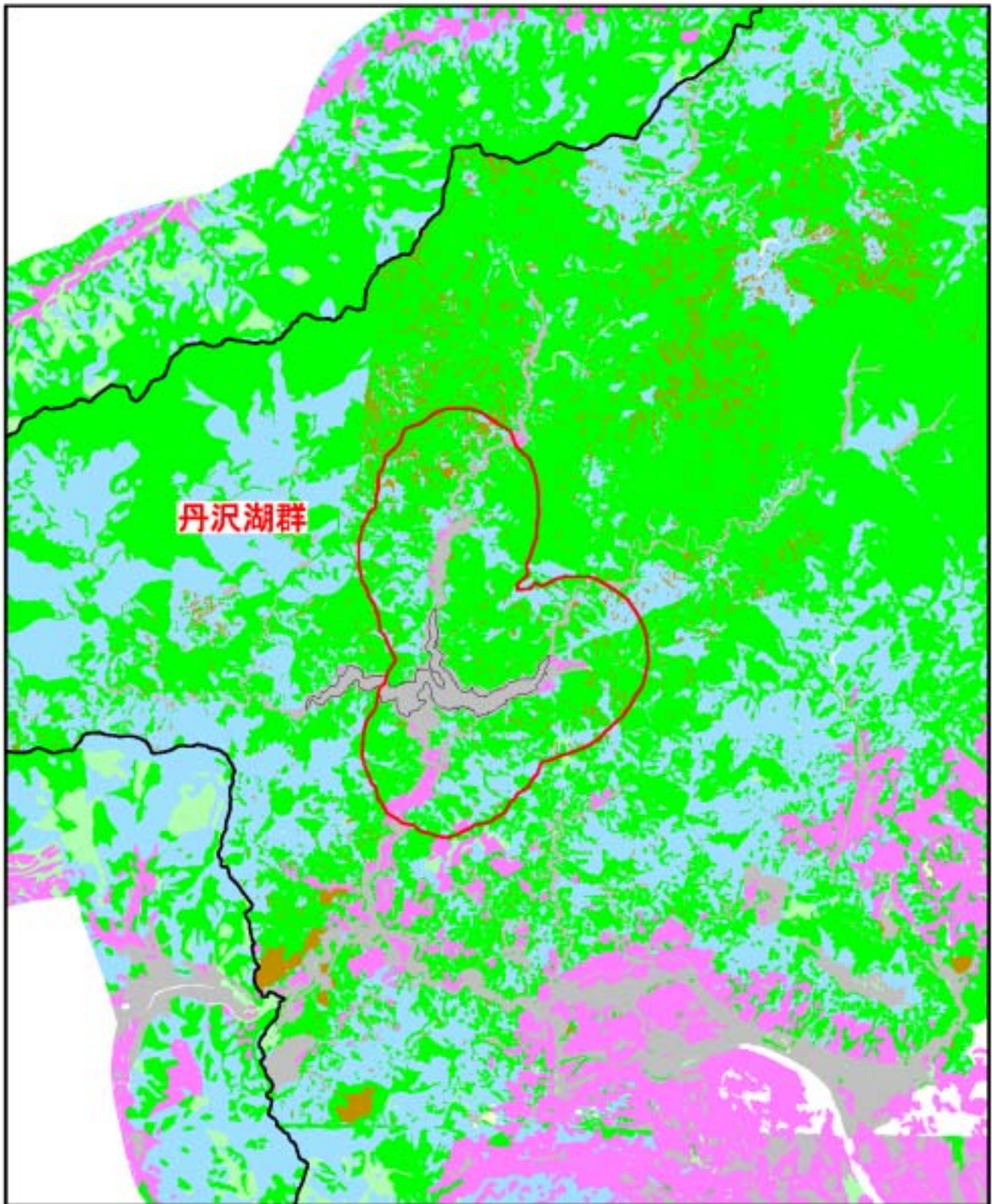
南秋川地域における各群れの行動域(95%法)の生息環境
(2005年7月～2006年2月)





丹沢地域における各群れの行動域(95%カ-礼法)の生息環境
(2005年4月～2006年2月)





丹沢湖地域における各群れの行動域(95%カバー法)の生息環境
(2005年6月～2006年2月)

凡例

針葉樹植林

採石場、崩壊地

その他

広葉樹林

農地

— 神奈川県境

荒地、伐採地等

竹林



0 2.5 5 km

4 ニホンザル保護管理事業実施計画の策定

1 実施計画策定手順

手順	作成者	内 容
	市町村	被害地図の作成（毎年度補正）
	市町村	市町村ごとに実施計画原案作成（毎年度） ・地域の地形、作物の状況に応じた被害防除対策の選択
	地域鳥獣対策協議会(県地域県政総合センター、市町村等)	市町村ごとの実施計画原案検討 地域個体群ごとの実施計画案作成
	緑政課・鳥獣総合対策協議会	実施計画案の検討 実施計画の策定
	市町村	実施計画に基づく被害防除対策の実施
	地域県政総合センター・緑政課	市町村の取組への支援

2 被害地図の作成

群れの生息域、被害場所、被害時期、被害内容（農作物、人身被害）実施中の被害防除対策の一元的な検証や、効果的な被害防除対策の選択及び実施箇所の選定等を計画的に行うため被害地図を作成する。

(1) 記載情報

被害場所 被害時期 被害内容(被害作物、生活・人身被害) 被害防除(防護柵、追い払い)の実施場所 個体捕獲場所(捕獲檻設置場所を含む) 方法、頭数
餌やりの場所 廃果置き場 耕作放棄地 群れの生息域 その他必要な情報

(2) 具体的方法

- ・ 1 / 10,000 程度の市町村管内図を使用

・地図凡例

記載する情報	表 記	備 考
被害場所（農作物）	赤色で 又は囲み実線	主な被害時期・作物名を併記
” （生活・人身）	赤色で×	被害時期・内容を併記
防護柵（電気柵以外） の設置場所	青色で波線	
電気柵の設置場所	青色で二重破線	
追い払いの実施場所	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">追い払い</div>	
個体捕獲の場所、方法、 頭数	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">檻 頭</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">銃 頭</div>	捕獲檻設置場所も同様。
餌やりが行われている 場所	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">餌</div>	
廃果置き場等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">廃果</div>	
耕作放棄地	オレンジ色で 又は囲み実線	
群れの生息域	緑色で点線	群れ名、頭数を併記。 県が生息状況を調査し、市町村に情報提供するが、住民の通報情報で補正。
その他必要な情報	適宜記載	

3 実施計画原案の作成

市町村は、被害地図を活用し、市町村内の各地区（集落）において重点的に行うべき被害対策を「群れの加害レベルと被害対策の選択基準」により複合的に選択し、群れごとの対策を明示した実施計画原案を作成する。

【被害防除対策】

- ・ 追い払い方向（広葉樹林帯等）の設定、追い払い組織形成
- ・ 追い上げ地域の設定（定着場所）
- ・ 防護柵の維持管理、設置箇所・延長
- ・ 接近警報システムの設置予定箇所
- ・ 餌やり禁止キャンペーン重点実施予定地区 など

【個体数調整】

- ・ 捕獲対象群及び捕獲地点の設定

【生息環境整備】

- ・ 各地区（集落）自治会等の組織を活用した誘引要因の除去

平成 年度 市（町村）ニホンザル保護管理事業実施計画（原案）

- 1 群れの状況： 群 頭数、行動域（ 地区、 地区）
- 2 被害状況： 地区 被害作物名 （被害時期 月、 月）被害金額 千円
- 被害作物名 （被害時期 月、 月）被害金額 千円
- 地区 被害作物名 （被害時期 月、 月）被害金額 千円

地 区	区 分	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備
地区 (地区ごとに区分する)	平成年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・監視員配置 人 ・週 回活動 ・組織的追い払い 隊 回実施 ・追い上げ地域の設定 ・防護柵設置 電気柵 300m[累計3.0km] 簡易柵 50m[累計2.3km] 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害個体捕獲 9月 銃 ルガル1 12月 わな 群1 	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動実施。研修会 回 ・林縁部の果樹の低木化、放棄果樹の伐採。 ・野菜残さの埋設励行。 ・餌やり禁止看板の設置 (公園)
	成果及び問題点	<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫期の簡易柵設置により、被害が減少した。 ・電気柵の設置により農地出沒頻度が減った。 ・追い払いの実施により、農地への出沒が減少した。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により被害が軽減された。 ・ 地区で地域ぐるみの取組が推進された。 <p>[問題点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易柵内に侵入された。 ・平日の追い払いの人手不足。 	<p>[問題点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 群の個体数が急増しており、行動域を市街地に拡大したため、人身被害のおそれが大きい ・農作物被害が多発している 	<p>[成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみのサル対策が推進された。 ・サルが隠れにくい環境を作ることにより農地への出沒が減少。 <p>[問題点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の放棄果樹がサルの餌になっている。 ・ 公園で餌やり行為が散見された。 ・林縁部に廃果捨て場が散在
	平成年度の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区で地域ぐるみの取組を支援（研修会の開催 回） ・組織的追い払いの実施 隊 年 回実施 専門業者に委託 月～ 月 隣接地域と共同で実施 ・追い上げ地域の設定 ・監視員配置 人 月～月 ・接近警報システム構築 地区にアンテナ設置 ・防護柵設置 電気柵400m ・広域獣害防止柵管理組合を設置 年 月(地区) ・群れ移動予測情報の提供 泊り場を把握し、翌日の移動予測情報を提供。 ・市ホームページでサルの位置情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体を捕獲 ・モニタリング結果に基づき個体数調整を検討。 群 	<ul style="list-style-type: none"> ・サル対策用パンフレットを配布。(地区、 部) ・広報紙による餌やり禁止を啓発。(地区、 部) ・自治会で役割分担し生ごみ放置禁止等の啓発活動実施。(地区) ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施。(地区) ・林縁部の果樹の低木化により見通しをよくする。 ・放棄果樹の伐採 ・墓地の供え物持ち帰りの推進 ・耕作放棄地の放牧地化の推進 ha

* 被害地図に対策を記載し添付する。

5 ニホンザル個体数調整の手順等

分裂による被害拡大防止のための個体数調整（加害レベル3以上）

- 1 ニホンザルによる農作物被害、生活被害が発生している地域の市町村は、第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画に定める要件を満たし、分裂による被害拡大防止のための個体数調整の必要性が高いと判断される場合には、地域県政総合センター（以下「地域センター」という。）に地域鳥獣対策協議会（以下「地域協議会」という。）の開催を要請し、地域協議会において直近の被害調査結果、モニタリング結果（個体数、出産率等）、行動域周辺の土地利用状況及び鳥獣被害防除対策専門員等による被害実態の報告内容を十分に検討し、実施の是非について方向性を協議するものとする。
なお、加害レベル3～4の群れも含めて検討の対象とする。
方向性の決定に当たっては、必要に応じて神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会委員等の学識者（以下「学識者」という。）の意見を聴くものとする。
- 2 捕獲の実施に当たり、群れの行動域となっている近隣市町村への影響が予想される場合又は連携した取り組みが必要な場合は、関係市町村及び地域センターにおいて調整を行うものとする。
- 3 捕獲する頭数、方法及び経費等については、地域協議会内に設置した関係者で構成する部会等において検討を行う。捕獲方法は原則として、次の(1)から(5)によるものとし、群れの分裂回避に十分留意するものとする。
 - (1) 原則として檻による捕獲とし、捕獲従事者は設置場所を1日1回以上見回るものとする。なお、錯誤捕獲された鳥獣がいる場合には、記録後に速やかに野に放つものとする。
 - (2) 捕獲する個体は、ワカモノ（メス・オス）、コドモ（メス・オス）、アカンボウ（当年生子）人身被害を発生させているオトナオスとし、個体判別は学識者、鳥獣被害防除対策専門員の指導のもと捕獲従事者が行うものとする。なお、オトナメス（同時に捕獲されたアカンボウを含む）は放獣するものとする。
 - (3) 捕獲した個体は、麻酔薬による薬殺等できる限り苦痛を与えない方法により適切に処理するものとする。
 - (4) 捕獲個体については情報収集のため、必要な計測等を行うよう努めるものとする。
 - (5) その他、捕獲に当たっての具体的な檻の種類、餌、設置場所、設置数、時期等については、地域性、群れの特性に応じて個体数調整実施計画を作成するものとする（39ページ参照）。
- 4 市町村は地域センターに個体数調整実施計画を添えて捕獲許可申請を行う。なお、捕獲許可及び捕獲状況の報告等手続きの詳細は、「特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整のための捕獲許可事務取扱要領」（平成15年3月28日）によるものとする。

人身被害防止のための個体数調整（加害レベル4以上）

- 1 ニホンザルによる人身被害が発生している地域の市町村は、第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画に定める要件を満たし、人身被害防止のための個体数調整の必要性が高いと判断される場合には、地域県政総合センター（以下「地域センター」という。）に地域鳥獣対策協議会（以下「地域協議会」という。）の開催を要請し、該当する群れの個体数調整について、地域協議会において直近の被害調査結果、モニタリング結果（個体数、行動圏等）及び鳥獣被害防除対策専門員等による被害実態の報告内容を十分に検討し、実施の是非について方向性を協議するものとする。

なお、加害レベル3～4の群れも含めて検討の対象とする。

方向性の決定に当たっては、必要に応じて神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会委員等の学識者（以下「学識者」という。）の意見を聴くものとする。
- 2 捕獲の実施に当たり、群れの行動域となっている近隣市町村への影響が予想される場合又は連携した取り組みが必要な場合は、関係市町村及び地域センターにおいて調整を行うものとする。
- 3 捕獲する頭数、方法及び経費等については、地域協議会内に設置した関係者で構成する部会等において検討を行う。捕獲方法は原則として、次の(1)から(5)によるものとし、群れの分裂回避に十分留意するものとする。
 - (1) 檻又は銃器による捕獲とし、檻の場合は捕獲従事者は設置場所を1日1回以上見回るものとする。なお、錯誤捕獲された鳥獣がいる場合には、記録後に速やかに野に放つものとする。
 - (2) 捕獲する個体は、人身被害を主に発生させているオトナオス、ワカモノ（メス・オス）とし、個体判別は学識者、鳥獣被害防除対策専門員の指導のもと捕獲従事者が行うものとする。
 - (3) 檻で捕獲した個体は、麻酔薬による薬殺等できる限り苦痛を与えない方法により適切に処理するものとする。
 - (4) 捕獲個体については情報収集のため、必要な計測等を行うよう努めるものとする。
 - (5) その他、捕獲に当たっての具体的な檻の種類、餌、設置場所、設置数、時期等については、地域性、群れの特性に応じて個体数調整実施計画を作成するものとする（39ページ参照）。
- 4 市町村は地域センターに個体数調整実施計画を添えて捕獲許可申請を行う。なお、捕獲許可及び捕獲状況の報告等手続きの詳細は、「特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整のための捕獲許可事務取扱要領」（平成15年3月28日）によるものとする。

群れ捕獲(加害レベル5)

- 1 加害レベル5の群れについて、市町村は第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画に定める要件を満たし、群れの全頭捕獲の必要性が高いと判断される場合には、地域県政総合センター(以下「地域センター」という。)に地域鳥獣対策協議会(以下「地域協議会」という。)の開催を要請し、該当する群れの個体数調整について、地域協議会において直近の被害調査結果、モニタリング結果(個体数、行動圏等)及び鳥獣被害防除対策専門員等による被害実態の報告内容を十分に検討し、実施の是非について方向性を協議するものとする。

方向性の決定に当たっては、必要に応じて神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会委員等の学識者(以下「学識者」という。)の意見を聴くものとする。
- 2 捕獲の実施に当たり、群れの行動域となっている近隣市町村への影響が予想される場合又は連携した取り組みが必要な場合は、関係市町村及び地域センターにおいて調整を行うものとする。
- 3 捕獲する方法、経費等については、地域協議会内に設置した関係者で構成する部会等において検討を行う。捕獲方法は原則として、次の(1)から(4)によるものとし、群れの分裂回避に十分留意するものとする。
 - (1) 原則として檻による捕獲とし、捕獲従事者は設置場所を1日1回以上見回るものとする。なお、錯誤捕獲された鳥獣がいる場合には、記録後に速やかに野に放つものとする。
 - (2) 捕獲した個体は、麻酔薬による薬殺等できる限り苦痛を与えない方法により適切に処理する。
 - (3) 捕獲個体については情報収集のため、必要な計測等を行うよう努めるものとする。
 - (4) その他、捕獲に当たっての具体的な檻の種類、餌、設置場所、設置数、時期等については、地域性、群れの特性に応じて個体数調整実施計画を作成するものとする(39ページ参照)。
- 4 市町村は地域センターに個体数調整実施計画を添えて捕獲許可申請を行う。なお、捕獲許可及び捕獲状況の報告等手続きの詳細は、「特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整のための捕獲許可事務取扱要領」(平成15年3月28日)によるものとする。

個体数調整に当たっての留意事項

サルの個体数調整に当たっては、効果と影響を考慮し、次の点に留意しながら実施する。(「野生鳥獣被害防止マニュアル 平成18年3月版 農林水産省生産局」を一部修正して引用)

群れ全体を捕獲するのは困難性が高く、時間と専門的な知識が必要である。サルはわなや銃撃に馴れ、しだいに捕獲が困難になる。

捕獲で消滅した群れや個体数の減った群れの代わりに、隣接していた別の群れが新たな加害群となることもある。

捕獲に頼り、他の防除法を怠ると、加害ザルを作り出しながら、捕獲をするという悪循環に陥る。

地域個体群の保全、動物愛護にも配慮が必要。

個体数調整実施計画（作成例）

1 群れの概要

- (1) 群れ名： 群
 (2) 個体数： 頭（平成 年度ニホンザルモニタリングによる）
 (3) 行動域（市町村名）：

2 被害状況

(1) 農業被害（ 年度）

市町村名	被害面積(ha)	被害量(t)	被害額(千円)	備考

(2) 生活被害（ 年度）

（単位：件）

市町村名	生活被害*1	生活上の脅威*2	人身被害	備考

*1 騒音、屋外物品等の損傷、人家侵入、屋内物品の略奪

*2 威嚇行為、人・人家・走行中車両等に対する攻撃（人体への接触は伴わない）

3 被害対策

- (1) 被害防除対策
 （追い払い、電気柵設置 等）
- (2) 個体数調整
 （捕獲状況）
- (3) 生息環境整備
 （廃棄農作物の適正処理、取り残し果樹の摘果 等）

4 捕獲計画

実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実施場所	市 町、 町 地区
実施者	市、 町
従事者	農協、 猟友会、 （株）

生息地に餌が少なくなる夏季、冬季など
 （実施方法）

捕獲方法	はこわな
餌	（地域で被害に遭っている野菜・果樹など）
設置場所	（モニタリングによる出没想定地点＝サル道沿い）
設置数	（ mごとに 個）
見回り回数	毎日 回（午前）
個体判別指導者	（鳥獣被害防除対策専門員、専門家の所属等）
処理	麻酔薬等できる限り苦痛を与えない方法により殺処分
費用	総額 千円 内訳：はこわな代 千円（ 基） 捕獲委託費（捕獲・見回り） 千円 殺処分代 千円（ 頭）
費用負担内訳	市（ 千円） 町（ 千円） 県（ 千円） 農協（ 千円） 自治会（千円）

6 ニホンザルによる農作物被害の推移

1 被害面積

(単位：ha)

年度	1997(H9)	1998(H10)	1999(H11)	2000(H12)	2001(H13)
西湘地域個体群	41.58	37.84	36.60	36.48	6.67
丹沢地域個体群	36.64	38.03	49.73	32.25	18.76
南秋川地域個体群	5.41	3.99	4.75	5.42	2.30
ハナレザル	1.23	0.55	0.00	0.00	0.01
合計	84.86	80.41	91.08	74.15	27.74

年度	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
西湘地域個体群	9.14	13.33	13.71	6.41
丹沢地域個体群	11.53	11.95	14.35	13.11
南秋川地域個体群	4.51	1.62	0.19	0.01
ハナレザル	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	25.18	26.90	28.25	19.53

注) 2001(H13)年度に調査方法改正。2000(H12)年度以前は被害の見られた農地の全面積、
2001(H13)年度以降は実際に被害に遭った部分の面積の集計値。

2 被害額

(単位：千円)

年度	1997(H9)	1998(H10)	1999(H11)	2000(H12)	2001(H13)
西湘地域個体群	13,458	14,067	19,138	10,549	15,729
丹沢地域個体群	6,361	7,117	18,521	18,899	26,713
南秋川地域個体群	1,678	1,638	1,367	1,566	5,410
ハナレザル	149	67	0	0	1
合計	21,646	22,889	39,026	31,014	47,853

年度	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
西湘地域個体群	9,400	9,204	9,341	6,825
丹沢地域個体群	10,620	21,173	15,306	11,522
南秋川地域個体群	3,108	3,541	408	185
ハナレザル	0	0	0	0
合計	23,128	33,918	25,055	18,532

7 ニホンザル捕獲数の推移

年度	1981 (S56)	1982 (S57)	1983 (S58)	1984 (S59)	1985 (S60)	1986 (S61)	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)
捕獲数	19	16	15	12	14	5	2	4	4	9

年度	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)
捕獲数	23	23	24	18	27	28	25	14	12	18

年度	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)
捕獲数	38	10	10	12	11

8 狩猟者数の推移

年度	1981 (S56)	1982 (S57)	1983 (S58)	1984 (S59)	1985 (S60)	1986 (S61)	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)
網・わな	98	98	103	122	130	135	136	139	142	114
第1種	12,673	10,544	10,147	10,260	9,066	9,086	9,135	7,830	7,863	7,931
第2種	654	579	585	603	567	577	552	513	521	567
合計	13,425	11,221	10,835	10,985	9,763	9,798	9,823	8,482	8,526	8,612
実人数	-	-	-	-	-	-	-	-	8,032	8,093

年度	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)
網・わな	150	149	179	192	236	204	214	230	250	266
第1種	6,916	6,952	6,953	6,389	6,474	6,523	5,636	5,830	5,839	5,213
第2種	516	489	524	563	636	666	609	673	661	299
合計	7,582	7,590	7,656	7,144	7,346	7,393	6,459	6,733	6,750	5,778
実人数	7,063	7,152	7,078	6,534	6,643	6,672	5,790	5,971	5,981	5,339

年度	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)
網・わな	290	354	360	417	455
第1種	5,060	5,200	4,737	4,654	4,588
第2種	221	79	70	61	59
合計	5,571	5,633	5,167	5,132	5,102
実人数	5,191	5,335	4,852	4,774	4,727

注1) わな = 甲種、第1種 = 乙種、第2種 = 丙種

注2) 実人数とは1人で複数の免許を所持している者を1名として集計したもの

注3) 1988年度(昭和63年度)以前は、狩猟免許所持者数の実人数は集計していない。

9 地域個体群別の狩猟免許所持者数

(平成18年3月31日現在)

(単位:人)

地域個体群名	市町村名	網・わな	第1種	第2種
西湘地域個体群	小田原市	17	179	2
	箱根町	2	18	0
	真鶴町	5	16	0
	湯河原町	29	27	1
	南足柄市	7	64	1
丹沢地域個体群	厚木市	13	184	1
	愛川町	12	55	4
	清川村	3	15	0
	秦野市	13	163	0
	伊勢原市	15	73	0
	松田町	5	51	0
	山北町	13	68	0
	相模原市津久井町	20	85	0
	相模原市相模湖町	13	22	1
南秋川地域個体群	相模原市藤野町	22	59	0

注) 南秋川地域個体群のK2群は相模原市相模湖町にも行動域がある。

10 事業スケジュール

項目	事業名	5ヶ年計画等	2007	2008	2009	2010	2011
被害防除対策	電気柵の設置	地域を定めて実施	←				→
	簡易柵等の設置	毎年度実施	←				→
	追い払い	毎年度実施	←				→
	追い上げ	地域を定めて実施	←				→
	接近警報システム	地域を定めて設置	←				→
	緩衝地帯の設置	地域を定めて実施	←				→
	地域ぐるみの対策	毎年度実施	←				→
	地域リーダー育成研修	年間5回程度	←				→
個体数調整	加害個体の捕獲	毎年度実施	←				→
	分裂による被害拡大防止のための個体数調整	対象の群れを選定して実施	←				→
	人身被害防止のための個体数調整	対象の群れを選定して実施	←				→
	群れの全頭捕獲	捕獲を検討・実施	←				→
生息環境整備	餌やりの禁止・誘引要因の除去	普及啓発を毎年度実施	←				→
	森林整備	森林の保全・整備を推進	←				→
モニタリング	モニタリングの実施	加害群を対象に毎年度実施	←				→
	被害調査の実施	毎年度実施	←				→
計画策定	実施計画作成	毎年度作成	←				→
	次期計画の策定作業					←	→

11 用語集

遺伝子

生物の遺伝情報を担う最小の単位を遺伝子という。生物は、父親から受け継いだ遺伝子と母親から受け継いだ遺伝子を持っており、この一对の遺伝子の組み合わせによって、ある個体に発現される様々な形質が決定される。

外来種

本来の生息地でないところに人為的に持ち込まれて生息している種。

追い払い

農地や人家周辺等にニホンザル等の野生動物が出没したときに、被害防除のため花火、パチンコ、モデルガン、銃器(ゴム弾、花火弾等)などを用いて追い払う方法。

野生動物は、本来、人を忌避する性質を持つため、追い払いの反復的实施により人への恐怖心を植え付ける効果が期待できる。

行動域

定住性を示す動物が行動する地理的範囲。

個体群

ある地域に生息している同種の個体の集まり。

個体群パラメーター

出生率、死亡率、移出入率、個体群密度、分布様式、年齢構成、性比などの個体群の性質や動向を表す指数。

在来種

人為によらず、従来からその地域の生物相を構成している種。

自然植生

人為的な手が加えられることなく、自然状態で成立した植生のこと。例えば伐採跡地に

自然に成立した林も自然植生と考えられ、数百年以上にわたって人間活動の影響を受けていないような植生は、原生植生と呼ばれる。

狩猟鳥獣

野生鳥獣の中で比較的生息数の多い種及び有害性の強い種等を狩猟の対象として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(別記)に基づき、環境大臣が定めたもので、現在48種が指定されている。

なお、狩猟鳥獣以外であっても有害鳥獣捕獲、学術研究等のための捕獲許可を得た場合には捕獲することができる。

狩猟免許

狩猟鳥獣を捕獲するために必要な免許で、その取得にあたっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(別記)に基づく試験に合格しなければならない。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの生物に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物多様性

生物の遺伝子、種、生態系及び景観の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種や利用価値のある種を保護するだけではなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。

存続可能最小個体数

人口学的・環境的・遺伝学的なゆらぎや、自然界のカタストロフィー(天変地異)が起きることを想定した状態で、1,000年間(または1,000世代の間)生存する確率が99%の隔離集団を、存続可能最小個体数(MVP)という。ただし、これはあくまでも便宜的なもので、実情を考慮して1,000年を100年に変えたり、99%を95%に変えてもかまわず、実際にこれまで推定されたMVPの多くは100年で95%を基準としている。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の予防を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的として制定された法律。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(別記)に基づいて設定するもので、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の積極的な繁殖を図る区域。このうち特に重要な地域については、特別保護地区を指定して、開発などの各種行為を規制している。

鳥獣保護区には、国が指定するものと、都道府県が策定する鳥獣保護事業計画(別記)の基準に基づき、各都道府県が設定するものがある。

鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(別記)に基づき、人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性(別記)の保全を基本として、適正な野生鳥獣の保護管理事業(別記)を進めるために都道府県が定める計画。この計画では、鳥獣保護区等の設定及び整備、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣、有害鳥獣の捕獲、鳥獣の生息状況の調査、鳥獣保護事業の啓発、鳥獣保護事業の実施体制の整備、特定鳥獣保護管理計画の樹立についての方針や実施計

画を定めている。

計画に基づき、鳥獣保護区等の設定、鳥獣保護の生息状況の調査結果を踏まえた野生鳥獣の保護管理、傷病鳥獣保護体制の整備などの施策を実施する。

テレメトリ調査

動物の体に付けたテレメーター(電波発信器)からの電波を受信することで、その動物の行動範囲や移動特性を把握する調査。

電気柵

農地への野生動物の侵入を防ぐ防護柵に電気を流すことにより、野生動物が防護柵を乗り越える際受ける電気ショック(瞬間的な静電気)を嫌って、農地へ進入しなくなる効果を持つもの。

取り付け、取り外しが比較的容易な簡易型と、耐久性があるが、設置費用が高価な恒久型がある。

保護管理事業

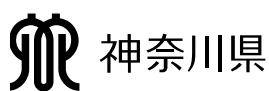
保護管理事業とは、特定鳥獣保護管理計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を多様な事業主体との連携や協力を図りつつ総合的・体系的に実施するもの。

モニタリング

継続的な調査、監視を行うこと。

有害鳥獣

法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、経済や生活環境等に害性を及ぼすものを有害鳥獣としており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。



環境農政部緑政課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-1111 (代表)